

書状からみた三井越後屋の伯州木綿仕入

——天保期を主な事例として——

下向井 紀彦

はじめに

- 一 鳥取藩の流通統制中止と越後屋の仕入再開
 - 二 木綿相場の高騰化とその要因
 - 三 仕入金確保方法の変化
- おわりに

はじめに

越後屋は織物製品の仕入拠点として、主要な生産地に買宿を設置していた。これは上州の桐生や藤岡など関東の絹織物を仕入れる地域等では古くから置かれていたものだが、雲伯木綿の仕入についても、それにならって買宿を置いた。

伯州においては天明二年（一七八二）の木綿仕入開始時に、赤碕の西紙屋を買宿に任命した。雲側においては伯州木綿

仕入を補完するため、寛政十二年（一八〇〇）に雲州平田の西台屋を買宿に任命した。こうして越後屋は伯州・雲州の木綿直仕入体制を整備していったのである。越後屋による買宿を介した仕入体制については既に様々な研究で概説されており、筆者もこれまで伯州木綿の仕入について詳細に分析してきた。^①すなわち、伯州木綿の仕入を担っていたのは越後屋の京本店であり、特に京本店の木綿方という部署が伯州木綿・雲州木綿の注文や仕入を行っていた（一部、大坂本店から西紙屋への直接注文もあった）。京本店木綿方は江戸の向店・芝口店、大坂本店からの注文を受け、伯州木綿の仕入量を確認し、買宿に注文と仕入資金を送付した。買宿は現地で木綿を仕入れ、越後屋に登せて口銭収入を得ていた。また、越後屋は仕入資金管理や買宿・買子の監督を目的として手代（買方役）を派遣していた。買方役は木綿織り出しの始まる十月から十一月に下向し、織り出しの終わる五月頃に帰京した。安価で高品質、染めやすさで定評がある伯州木綿は、仕入額で京本店の木綿仕入額の三割から五割を占める主力木綿であった。しかし、文政元年（一八一八）に鳥取藩は国産品の流通統制を実施すると、越後屋は仕入中断を余儀なくされた。そして、文政六年（一八二三）に流通統制が中止されると、ふたたび自由に木綿仕入を行えるようになる。この流通統制の終了後の時期に、越後屋の仕入環境に如何なる変化があったのかを明らかにすることが本稿の課題である。

三井文庫には越後屋の史料が所蔵されているのだが、伯州木綿に限定してみると文政以前と比較して天保期以降の史料が少なく、この時期以降の伯州木綿と越後屋との関係を越後屋の史料から明らかにすることは難しい。一方で、鳥取県立博物館所蔵の買宿西紙屋の史料には天保期以降の史料が少なからず残っており、当該期における越後屋の雲伯木綿仕入活動の実態をより具体的に明らかにすることができる。

本稿では主に、天保五年（一八三五）から同十二年（一八四一）まで確認できる「書状之留帳」^③という史料を用いる。これは買宿西紙屋に残る横長帳の史料で、買方役（現地派遣の越後屋京本店の手代）が京本店・大坂本店に送った書状

第1表 書状之留帳の記事一覧

年	発信月日	京	大坂	年	発信月日	京	大坂							
		番状	番状			番状	番状							
天保5年午	春	2月18日	3番状	天保9年戌	春	2月10日	1番状	1番状						
		2月26日	4番状			2月18日	2番状							
		3月4日	5番状			2月22日	3番状							
天保5年午	秋	11月10日	1番状			3月4日	4番状							
		11月17日	2番状			3月13日	5番状							
		11月26日	3番状			3月23日	6番状							
		12月3日	4番状			4月3日	7番状							
		12月12日	5番状			4月12日	8番状							
		12月17日	6番状			4月21日	9番状							
天保6年末	春	2月2日	1番状			1番状	1番状							
		2月19日	2番状			2番状	2番状							
		3月3日	3番状			3番状	3番状							
		3月8日	4番状	4番状	4番状									
		5月1日	5番状	5番状	5番状									
		4月18日	6番状	6番状	6番状									
		4月19日	7番状	7番状	7番状									
		5月19日	8番状	8番状	8番状									
天保6年末	春	10月23日	1番状	天保10年亥	春	不明	1番状	1番状 2番状						
		10月晦日	2番状			2月3日	2番状							
		11月18日	3番状			2月19日	3番状							
		11月25日	4番状			3月3日	4番状							
		12月3日	5番状			3月13日	5番状							
		12月12日	6番状			3月22日	6番状							
		12月17日	7番状			3月24日	6番状							
天保7年申	春	1月2日	1番状			天保10年亥	秋		11月19日	1番状	1番状 2番状			
		1月3日	2番状						12月17日	2番状				
		2月19日	3番状						天保11年子	春		2月3日	1番状	1番状
		3月3日	4番状									2月19日	2番状	
		3月22日	5番状									3月1日	3番状	
		4月2日	6番状	3月3日	4番状									
4月22日	7番状	不明	5番状	2番状										
5月3日	8番状	不明	6番状	3番状										
天保7年申	秋	10月25日	1番状	不明	7番状	4番状								
		11月12日	2番状	不明	8番状	5番状								
		11月26日	3番状	不明	9番状	6番状								
		12月4日	4番状	不明	不明	7番状								
		12月17日	5番状	5月3日	不明	8番状								
		不明	1番状	11月13日	1番状	1番状								
天保8年酉	春	2月10日	2番状	天保11年子	秋	12月3日	2番状	2番状 3番状						
		2月19日	3番状			12月17日	3番状							
		不明	不明			12月29日	4番状							
天保8年酉	秋													

年	発信月日	京	大坂	年	発信月日	京	大坂	
		番状	番状			番状	番状	
天保12年丑	春	不明	1番状	天保12年丑	春	2月19日	6番状	
		1月9日	2番状			3月3日	7番状	4番状
		1月10日	1番状			3月22日	8番状	5番状
		1月20日	2番状			4月3日	9番状	6番状
		閏1月3日	3番状			4月19日	10番状	7番状
		閏1月20日	4番状			5月3日	11番状	8番状
	閏1月12日	5番状						

出所)「書状之留帳」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋24)。

の下書を綴じている。個別の書状は秋季(十月から十二月)、春季(一月から五月頃)ごとに通し番号が振られている(越後屋ではこれを「番状」と呼んでいる)。第1表は「書状之留帳」に残っている書状の発信日のみ抽出した一覧である。買方役から京本店宛の書状八九通、大坂本店宛の書状三三通が確認できるが、京本店宛の書状八通・大坂本店宛の書状五通については「書状出」や「通達済」とあるのみで本文はない。全ての書状が写し取られているわけではないことがわかる。残存書状は多いところで半季一三通、少ないところで半季二通である。また、概ね一ヶ月に一回から三回程度のペースで書状を送っており、毎年同日に発信している書状もあるため、京都・大坂への定期便(三度飛脚)を利用していった可能性はある。書状はおおむね買方役が買宿に到着してから撤収するまでの間に書かれ発信されている。内容は上方への荷物発送量、木綿相場、農作物の豊凶、木綿の出来具合、他商人の動向、為替取組などである。ここから天保年間の生産地の様子や生産地と越後屋・西紙屋との関係を垣間見ることができる。

そこで本稿では、越後屋の史料と西紙屋の史料、そして在地の史料を複合的に利用しつつ、①流通統制後の仕入再開に向けた越後屋と西紙屋の動きを明らかにし、②西紙屋に残る買方役の作成した書状の記載内容から天保年間の仕入地の仕入環境の変化や仕入地の抱えていた課題を明らかにし、③天保年間前後の違いとして仕入金確保の変化を具体的に明らかにする。そして、これらをふまえて越後屋・西紙屋の木綿仕入が地域社会に果たした役割について展望したい。

- (1) 田中康雄「史料紹介 伯州赤崎西紙屋文書―三井越後屋の買宿資料」、『三井文庫論叢』一二六、一九七八年）、『三井事業史』（本篇第一巻、一九八〇年）、賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、武居奈緒子『大規模小売商の流通革新と進化―三井越後屋における商品仕入体制の変遷』（千倉書房、二〇一四年）など。
- (2) 下向井紀彦「天明年間における三井越後屋の伯州木綿仕入活動」、『三井文庫論叢』四六、二〇一二年）、下向井紀彦「寛政年間における三井越後屋の木綿仕入状況とその特質」、『三井文庫論叢』四七、二〇一三年）、下向井紀彦「伯州木綿買宿西紙屋の借銀と越後屋の対応」、『三井文庫論叢』四九、二〇一五年）、下向井紀彦「文政年間の木綿流通統制をめぐる三井越後屋と鳥取藩の交渉」、『荒武賢一朗編『世界とつなぐ起点としての日本列島史』清文堂出版、二〇一六年）。
- (3) 「書状之留帳」（鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋一四）。

一 鳥取藩の流通統制中止と越後屋の仕入再開

1 西紙屋らによる仕入再開願

(一) 西紙屋の伝える流通統制後の鳥取藩の様子

文政八年（一八二五）十二月、買宿西紙屋佐兵衛とベテラン買子の彦三郎（後述）が越後屋京本店を訪れ、一通の歎願書を提出した。文政元年（一八一八）から文政六年にかけて、鳥取藩では国産品の流通統制を実施し、伯州木綿もその対象となっていた。¹⁾越後屋はこの間、伯州での木綿直仕入を中断していた。この歎願書は西紙屋らが流通統制中止後に仕入再開を要望したものであり、流通統制の経緯とその後の伯州の様子について端的にまとめたものである。以下、西紙屋佐兵衛の歎願書から仕入再開までの動きをみてみよう。

〔史料一〕⁽²⁾

乍恐奉願上口上竟

一私義、先代より因伯木綿御買宿被為仰附、御蔭ヲ以相続仕来り候処、

(文政元年)

① 去ル寅年より殿様御趣向御企、米子遠藤

吉太良与申者江御支配被仰附、右之方より大坂表江指為登被申候ニ附、諸商人直買御指留被仰出、年来之家業ニ

相離れ、当惑難渋仕、右始末其節御願申上候処、差当難渋仕候段御質素被為成下、

(銀) ② 拝借年賦納錢六貫九百四拾

四匁六分、三ヶ年之間返納御用捨、未之年より一ヶ年分無利足ニ而三百目宛上納可仕旨被為仰附、

(文政六年) ③ 其上御合力

等私始買子之者共迄被下置万端結構ニ被為仰附、急難相凌、可成ニ露命繁候段、御高恩之程忘却不仕、難有奉存

候、其後国方様子相考候処、

④ 右殿様御趣向御企直買御差留相成候ニ附、国中不融通ニ罷成、銀札相場杯茂段々

下落仕、御下之者とも一統難渋仕候処、御上ニ茂御勝手も不宜候哉、未之春より他国入込諸色商売御免被仰出、

(文政六年)

直為登為御運上、左之通り

⑤ 一ヶ年分

一銀百五拾目 直為替運上銀

同

一銀拾七匁

買子之者とも老人分運上銀

右之通差上売買可仕旨御触流シ御座候

一 ⑥ 銀札相場金壹両ニ附當時銀札三百目位取引仕候、

⑦ 此節木綿買方仕候者ハ、正金ヲ以買取候得者、太躰上方相

場順シ候儀、然者銀札ニ而買取候而茂、右金相場之割合ヲ以、算当仕候義ニ御座候得者、於此儀ニ何れニ而茂時々

相場ヲ以、取引仕候ニ附、一切差支不申義ニ御座候

一 国方之様子、右奉申上候通ニ御座候、^⑧何卒先年之通御買宿被為仰附被下候様奉願上度、尤^⑨御店御買方暫中絶仕候ニ附而者、木綿風合等茂自然取失候談茂相見え候様奉存候得者、御向風之品、大数買方仕候様、過急ニ難出来哉ニ奉存候得者、猶又御店様より御買方御下向被為成下、風合万事御差凶受、精誠掛引ヲ以買方仕候半者、追々風合茂直り可申奉存候、何分右御願申上候通御聞濟、明春ニ茂相成候ハ、為御見繕御下向被為成下候様、偏ニ奉願上候、以上

文政八年

西十二月

西紙屋佐兵衛 判

彦三郎 判

右之通、^⑩此度佐兵衛殿・彦三郎殿上京相願申候ニ附、国方之様子聞糺候所、相違も無御座候得共、^⑪御趣向後七八ヶ年も買方中絶、彼地振合も相替り可申、右等難徴候故、^⑫早春見改旁一人御差下シ被下、万端取締、帰京之上御相談仕度、此段宜御評定可被下候、以上

役人

西十二月

政次郎（印）

新兵衛（印）

定七（印）

まず、西紙屋の認識していた当時の鳥取藩の流通統制の概況と顛末を確認する。文政元年（一八一八）に始まった鳥取藩の木綿流通統制は、米子の商人遠藤吉太郎が領内で生産される木綿を独占的に集荷して提携している上方の間屋に積み登せるものであった。これにより、領内外の木綿取引が大幅に規制され、とりわけ領外から入り込んで仕入を行っ

ていた商人による木綿仕入が全面的に禁止された。越後屋も仕入禁止免除の歎願活動の努力むなしく買宿西紙屋を介した直仕入を禁止された。これにより西紙屋は流通統制期間中、越後屋との取引関係を失い、当惑・難渋することとなった(史料一①)。そのため、越後屋は流通統制の実施期間中に伯州での仕入を中止し、雲州での仕入に重点化していた。^③

一方で、西紙屋との関係は継続していた。西紙屋は越後屋に対して銀六貫九四匁六分の拝借年賦銀があり未済であった。その返済の進め方について文政三年(一八二〇)まで示談に及び、結果として三ヶ年の返納免除を経て、文政六年(一八二三)から無利息で毎年銀三〇〇〇目を返済するように決していた(史料一②)。さらに、越後屋は口銭収入(木綿仕入れ額に応じて支払う手数料)を失った西紙屋や買子らに対して合力銀を支出していた。これにより西紙屋は流通統制による急難を凌ぎ、家を維持できていたという(史料一③)。文政六年に流通統制は中止したため、西紙屋は越後屋との関係を断絶することなく、仕入再開に向けた準備を進めることができたのである。

(二) 鳥取藩の銀札相場下落状況

他方、鳥取藩の流通統制は領内経済の停滞や藩札(銀札)相場の下落を招き、領民に経済的な打撃を与えていた。藩財政の面でも財政難が好転したとは言い難く、鳥取藩は文政六年にいたって流通統制を中止し、禁止していた他国商人による商売も許されることとなった(史料一④)。これに対応して、藩は領内から上方へ木綿を積み登せる商人に対して直為登運上銀一五〇目/年、現地に赴き仕入にあたる仲買(ここでは買子、後述)に対して運上銀一七匁/年を課した(史料一⑤)。領内外を問わず商人個別に運上銀を課して、藩財政の補填と流通の把握を行おうとしたのである。

当時の藩札相場の下落傾向は甚だしく、金一両に対して銀札三〇〇目になっていた^④(史料一⑥)。この点について、西紙屋は銀札相場の下落は木綿仕入に影響を与えないと主張する。木綿の仕入を行う仲買や商人が正金で木綿を購入すると概ね上方の木綿相場に準ずるが、銀札で購入したとしても金相場との比率で計算できれば時々の銀札相場で取引で

きるので一切問題ないというのである（史料一⑦）。銀札は下落状況にあるが、領外の木綿問屋である越後屋は正金を下し、藩との為替取組で銀札を確保しているため、領内で時々比率で銀札を確保でき下落状況は大した問題ではない、との主張である。

（三） 越後屋の諮問と実地調査の決定

以上のような現状をふまえて、西紙屋は越後屋に対して、伯州での仕入の再開と自らを買宿に再任してくれるよう要望した（史料一⑧）。また西紙屋は、越後屋が直仕入を中断していたことから、木綿の品質も失われている様子を伝え、越後屋の求めている品質の木綿を大量に仕入れることはできないと主張し、品質向上や良い品質を目利きして仕入れるために買方役（越後屋から派遣される現地担当の手代）の派遣も要請した。買方役が品質も全て指示して丁寧な交渉によって仕入をすれば木綿の品質は追々良くなるであろう、というのである（史料一⑨）。西紙屋は明春（文政九年春）に実地検分のための手代を派遣するよう要望した。これに対し越後屋京本店の木綿方担当役人も佐兵衛と当時佐兵衛の後見であったベテラン買子の彦三郎に伯州の木綿市場動向について説明を求め、歎願書の内容に相違ないことを確認している（史料一⑩）。同時に流通統制開始から七年・八年間もの仕入中断期間を経ており、現地の木綿市場動向が大きく変容していることを警戒していた（史料一⑪）。そこで木綿方役人は、西紙屋の要望通り、文政九年の春に見改役を一名派遣し、仕入再開に必要なことを全て調査させて帰京の上で相談したいこと、この点について評定してほしいことを京本店重役らに願ひ出た（史料一⑫）。京本店では「因伯見繕」のために役頭役（越後屋の職階のひとつ）の中井定七の派遣を決めた。定七は文政九年（一八二六）二月十三日夕方の船便で大坂に下向し伯州に向かい、同年五月五日に調査を終えて帰京した。^⑥

2 定七による現地調査報告と西紙屋の再願

定七のもたらした情報は、①為登運上銀の状況、②伯州木綿の生産・流通の変化、③買宿の年賦残銀であった。

(一) 為登運上銀の状況

文政八年（一八二五）、鳥取藩は在中で商売を行う者に対して商物之株を立てて免札を発行し、その見返りとして運上銀を上納させる政策を開始しようとしていた。⁽⁷⁾ 為登運上銀は、因伯兩國で商売をする者に免札を発行するかわりに徴収するもので、佐兵衛の提出した歎願書の内容通り文政八年（一八二五）の冬に通達が出ていたものである。計画通りなら既に四度の徴収が行われている筈だが、藩当局でもめているのか未だに徴収されていない状態であることを伝えてある（「去冬御触流し在之、則当春より年内四ヶ度之御取立可有之筈之処、昨年諸色不作、且ハ御上筋入組候儀御座候哉、未御取立無御座候」⁽⁸⁾）。越後屋側は、この運上銀について、木綿だけでなく余商売全てにかかるものなので、西紙屋ら本人から上納するものであること、越後屋としては構わないこととしている（「右運上銀之儀、余商買いたし候而も、何れ相定候上ハ、本人より上納可致間、店表構無御座候」⁽⁹⁾）。仮に為登運上銀を徴収されたとしても、これは越後屋が直接負担するのではなく、西紙屋の口銭収入等から負担するものであると考えていることがわかる。また、定七の報告によると、「史料二」の「買子之者とも商人分運上銀」は藩の触れでは「仲買運上銀」となっている。西紙屋は自らを登せ商人相当、買子を仲買相当とみなしていたことがうかがえる。

(二) 伯州木綿の生産・流通の変化

定七は伯州木綿の生産・流通の変化を次のように伝えている。

「史料二」⁽¹⁰⁾

一 両国木綿、^(文政元年)去ル寅年頃より凡五拾万反余も織出し候処、追々織増、近年ニ而ハ八拾万反辻織出し申候、右之内裾よりキクサ、^(五匁)迄之処船手商人重々買入、キクサ、^(五匁)以上之処米子・倉吉商人買入、京・大坂問屋方へ差為上候へハ、坪買之者右ニ準し先年より余程多ク相成候、尤手前買方八九ヶ年致中絶候故、取付庭処風合荒レ、尺巾等至迄悪敷相成、其上目方ニ不構打当、見分宜敷目軽之品重々織出し、当時存念之通買方難出来、併元来取付庭処、何れも店風合能吞込罷在候儀ニ候得ハ、猶又夫々致差図、追々向風宜、始終ハ大数買方出来候様相成可申候

この冒頭部分は、伯州における木綿生産量の増大を説明する際にしばしば引用される⁽¹⁾。因伯両国の木綿は、文政元年（一八一八）頃には約五〇万反ほども生産していたが、徐々に増産し、近年（文政九年（一八二六）頃）には八〇万反を生産するようになってい、という。また、裾値（木綿の最低価格）から「キク」（越後屋の定める伯州木綿の仕入価格の目安と思われる）銀五匁までの木綿は船手商人（北前船などの買積船か）が主に仕入れており、キク銀五匁以上の木綿を米子・倉吉の商人が仕入れて京坂の木綿問屋に積み登せている。木綿を坪買（仲買らが生産者に前貸金を与えて直接仕入れることカ）する商人も越後屋の仕入中断前より増えていた。つまり低価格帯の木綿（おそらく厚手のものであろう）は船積みされて北前船等の下り荷物として北国方面に運ばれ、高価格帯（おそらく薄手のものであろう）の木綿は米子・倉吉の木綿商人が上方市場向けに送付していた。木綿の価格帯によって販売地域棲み分けている。そして、越後屋の仕入が途絶していたため、元々越後屋が仕入を行っていた場所（取付場所）でも木綿品質（特に尺巾）が乱れていた。さらに重量にかまわず打ち当てるため、見た目は良いが目が軽い木綿を主に織り出すようになっていた。定七は現時点で思い通りの仕入はできないが越後屋の求めている品質は理解しているので、個別に指示すればいずれ良質の木綿を織れるようになり、大量の仕入も可能になるだろう、とみている。寛政末年頃、越後屋の仕入れる伯州木綿の

価格帯は三匁四分〜七匁二分に集中しており、特に五匁四分から六匁四分の価格帯のものは伯州のみで仕入れていた。⁽¹³⁾しかし、文政期になると、上方登せの木綿は銀五匁以上の価格帯にうつっており、従来通りの越後屋の仕入では対応が難しくなっていたといえる。定七による実地検分によって、積み登せ木綿の高価格化、規格・品質の乱れという重大な問題が浮き彫りになった（「目軽之品」が出回っているということは、意図的に目を粗くして糸の中抜きをしている可能性もある）。定七は、規格の乱れは指導により是正可能と判断しているため、価格高騰への対処が越後屋の抱える課題だったといえよう。

（三） 買宿の年賦残銀

西紙屋の抱えていた借銀の返済状況は、先述の通り銀六貫九四匁六分であり、文政六年（一八二三）春から返済を始めていた。返済額は文政六年春に銀五〇〇目、文政八年（一八二五）春に銀一〇〇目、同秋に銀二三九匁五分、文政九年（一八二六）春に銀六〇目五分であり、文政九年春時点で合計銀九〇〇目を返納し、銀六貫〇四四匁六分が残銀であった。⁽¹⁴⁾毎年銀三〇〇目の返済予定なので合計値では予定通りの返済を達成している。

3 西紙屋の再願と仕入再開

（一） 西紙屋らによる歎願書再提出

一方、西紙屋佐兵衛や買子の彦三郎は、定七の下向と現地調査実施を受けて、仕入再開への期待を高めていた。まだ定七が伯州に下向したばかりの文政九年（一八二六）三月、越後屋に仕入再開の歎願書を改めて提出している。

乍恐奉御願上口上之覚

一私義、先代より御店表御用向被為仰付御蔭を以渡世相続仕来候処、去ル寅年より殿様両国産物木面御趣向御企被遊、諸商人直買御差留被仰出、年来之家業ニ相離れ、当惑難渋仕、右始末、其御願奉申上候処、指当難渋仕候段、御賢察被為成下、残銀六貫九百四拾匁六分、三ヶ年之間返納御用捨、未ノ年(文政六年)より無利足ニ而三百目宛年賦上納可仕旨被仰付、其上御合力等私始メ買子之者至迄被下置、万端結構ニ被為成、差当急難相凌、御高恩之段忘却不仕難有仕合奉存候、其後国方様子相考候処、殿様御趣向御企後、銀札段々下落仕、御上ニ茂御勝手不宜候哉、(文政六年)未之春より他国入込諸色売買御免被仰出、依而昨冬(文政七年)年上京仕、願書を以右始終御願奉申上候処、御聞届被為成下、私始メ買子之者甚至迄、御厚情之程如何斗歟難有仕合奉存候

一此度為御見繕御下向万端御示談事之趣、逐一奉承知畏難有仕合奉存候、向後嚴重ニ相賄、買方御下向毎々急度勘定仕候処、一錢至迄引負仕間敷候間、何卒前年之通御買宿被為仰付候様、偏ニ奉願上候、然ル上ハ益太切ニ相心得、出情相勤可申上候、扱又他借等仕間敷、若不埒之儀等仕候へハ、請人共立会、急度埒明仕、聊御難掛申間敷候間、何卒右願之通御聞済被為成下、御買宿被為仰付、当秋より買方御下向之程幾重ニも奉希上候、以上

文政九年
戌三月

西紙屋
左兵衛 印

後見
彦三郎 印

請人
新屋 市左衛門 印

同
野上屋 平兵衛 印

最初の歎願書（史料一）の差出は西紙屋佐兵衛と彦三郎のみであったが、この歎願書では西紙屋の請人である新屋市左衛門・野上屋平兵衛も連印している。この歎願書は二箇条のみで構成されているが、一つ目の廉書は「史料一」の内容を再確認するものである。二つ目の廉書は越後屋から見繕いに手代を派遣したことを感謝していること、買方役下向の際はそのつど勘定をチェックし、一銭も引負の無いようにすること、他借はしないこと、もし不埒があれば請人立会のもとではつきりさせ、越後屋側の迷惑とならないようにすることを述べたうえで、従来通りに買宿を命じてほしいことと今年の秋から仕入に下向してほしいことを願っている。

（二） 越後屋側の状況判断

歎願書の提出を受けて木綿方では定七の実地調査や西紙屋の経営について確認したものと思われる。その内容に間違いのないことを確認したうえで、西紙屋の親類中と相談して簡単に仕入再開ができるように新たな仕入のルール作りを行ったようである。そして、試験的に仕入を行い、到着した木綿の価格を確認し、販売の可否を判断した。⁽¹⁶⁾

試行仕入の総額は銀四七貫一三匁二分であり、生木綿にして五七〇二反であった。このうち到着分は三一四四反で、この元値は銀二六貫九八一匁五分、値打ちをして銀二二貫二四七匁五分、差引五貫七三四匁の値引きであった。なお、到着木綿の値引き分は平均して銀一匁八分二厘であり、値引した五貫七三四匁は到着分二六貫九八一匁五分の二割一歩二朱にあたる。仕入の元値段平均は八匁五分五厘であった⁽¹⁷⁾（伯州木綿の目安を銀五匁程度とするとかなり高めであることがわかる）。

買宿・買子らの口銭も新たに設定した。買宿口銭は従来通り仕入額の一・五パーセントとし、この内〇・五パーセント部分は積み立てることとした。伯州木綿の仕入にかかる諸雑費の見積もりは合計銀三貫一〇九匁九分であり、買子らの口銭はここから支出することになった。⁽¹⁸⁾ 文政九年（一八二六）で計画されている買子らの口銭を第2表にまとめた。

第2表 西紙屋の買子の人名・担当地区・口銭

No.	担当地区	買子人名	口銭	備考
1	小松谷廻り	甚次郎	雑用・太賃籠 め口銭	1反につき銀1分7厘 赤碕より8里西
2	汗入廻り	東 清次郎		1反につき銀1分5厘 赤碕より5里西
3		西 定次郎		1反につき銀1分3厘 赤碕より1里半東 赤碕より2里半東
4	徳万廻り	佐兵衛		
5	金市廻り	幾三郎		
6	北条廻り	西 常三郎	雑用・太賃・ 雇出し口銭	銀高の1.5%
7		中 孫三郎		銀高の1.5%
8		東 祐三郎		銀高の1.5%
9	見世買（地廻り）	彦三郎	見世買口銭 無し	後見料で銀600目/年

出所）「用事留」（三井文庫所蔵史料 本784）。

徳万（赤碕から東に一里半、八橋郡内に所在）廻りの佐兵衛は後述するように、買宿の西紙屋佐兵衛である。また、見世買（赤碕の買宿において赤碕周辺の木綿を買い取ること）の彦三郎はベテラン買子であり、この時西紙屋佐兵衛に代わり買宿を後見している人物である。そのため、文政九年時点の買子は八名であった。買子派遣地として最も遠方なのは小松谷廻り（赤碕から西に八里半、日野郡内に所在）、最も近接しているのは金市（赤碕から東に二里半、八橋郡内に所在）であった⁽²⁰⁾。また小松谷・汗入（赤碕から西に五里、北条（赤碕から東に五里半、久米郡内に所在）買宿と同様には、仕入銀額の一・五パーセントを支払うように定めた⁽²¹⁾。北条は比較的早い段階から重点仕入地であり、文政年間段階では西・中・東と細かく区切って集荷を行っている。以上のように越後屋は西紙屋佐兵衛と買子八名の仕入担当地域を設定し、地域別の口銭規程を定めたのである。

(三) 西紙屋佐兵衛と買子彦三郎

ところで、木綿方では西紙屋佐兵衛の仕入能力について吟味を行っている。買宿たる西紙屋佐兵衛には、本来見世買一切を差配することを求められているのだが、この佐兵衛（買宿三代目・佐左衛門）は商売をする能力に欠けていると評価されていた⁽²²⁾。今の佐兵衛では仕入の差配が行き届きにくいという

理由で、ベテランの買子である彦三郎に佐兵衛の後見を命ぜられていた。彦三郎はこれまでも佐兵衛の後見を勤めており、また買子としても手抜きなく誠実に勤めてきた人物である。⁽²³⁾彦三郎には後見の報酬として先述した買宿口銭の積立のなかから年に銀六〇〇目を支払うことになった。買宿口銭から直接捻出するべきものだが、西紙屋の親族が納得しなかつたために取られた措置であった（「太儀料、宿口銭之内より可相賄本意ニ候得共、左候而ハ家内納り方不宜候」⁽²⁴⁾）。木綿方では、佐兵衛を修行のために赤碓から直近の徳方で修行させることとした。第2表で佐兵衛に対する口銭は木綿一反につき銀一分三厘に定められており、規程に従って口銭を支払うことになっている。ただし、口銭は佐兵衛に渡すのではなく、越後屋への返済年賦銀三〇〇目とは別に京本店で預かることにしている（「買口銭、定之通遣し、其銀高年賦銀マ舟^(三百目)之外ニ入銀有之積ニ御座候」⁽²⁵⁾）。口銭は支払うが、あくまで佐兵衛の修行として位置づけられていたといえよう。

木綿方は定七のもたらした情報と西紙屋の提出した歎願書の内容とを吟味して仕入の再開可否を京本店重役らの判断にゆだねた。その結果、京本店は仕入再開を決定した。仕入再開後、越後屋は流通統制以前と同様に、伯州赤碓・雲州平田等にある買宿を拠点に⁽²⁶⁾、各地に買子を送り込んで木綿を仕入れる形態を続けた。例えば、天保五年（一八三四）二月に伯州に赴いている越後屋の手代（買方役）は京本店に対して「買子中与得及面談置候得者、無油断駈引ヲ以少し茂格好克調送り可申候、借汗入口余々頃日より織出し候ニ付、去ル十五日より買子差遣し候」⁽²⁷⁾と報告している。買方役が買子とよく相談すれば、油断ない値段交渉によって少しでも安く品質も良いものを送ることができる。汗入郡では近日中に織り出しを開始する予定なので、すでに今月十五日から買子らを送り出している、とする。買宿西紙屋佐兵衛が仕入活動の差配をできない状況下、買方役と買子が現地での仕入を行う前の情報収集・分析・仕入の方針決定に参画し、合議の上で仕入を行っていたのである。

以上のように、文政九年にいたり京本店は西紙屋を通じた伯州木綿の直仕入を再開することになった。買宿契約の書類は残存していないが、買宿再契約を結んだものと思われる。以後、買宿西紙屋を拠点に買方役・買宿・買子らは協力しながら再び木綿仕入を行っていくのである。

- (1) 藩政改革としての鳥取藩の流通統制や統制の推移については山中寿夫「化政期鳥取藩における木綿の流通統制について」『鳥取大学学芸学部研究報告 人文・社会科学』一六、一九六六年に詳しい。流通統制開始における越後屋の仕入中止免除の交渉については下向井前掲論文二〇一六年を参照。
- (2) 「乍兎奉願上口上覚」文政八年十二月〔用事留〕三井文庫所蔵史料 本七八三。
- (3) 下向井前掲論文、二〇一六年。
- (4) 文政三年年から文政七年までの銀札相場の推移は『鳥取県史』で概説されており、文政三年正月十三日に銀八五匁／両であったのが、文政七年四月十三日には銀一九三匁／両まで下落していることが指摘されている（前掲『鳥取県史』第五巻、五六七～五六八頁）。ところが、『鳥取県史』所収の「化政嚴秘録」（『鳥取県史』第七巻、近世資料、一九七六年）でこの前後の銀札相場を見ていくと、文政七年四月初旬に銀一五七匁／両、四月十三日に銀一九三匁／両であるが、文政九年十一月十八日になると銀三八〇目／両、十二月八日には銀四八〇目／両にまで下落している（文政八年には銀札相場の記載無し）。ここでの西紙屋の証言を踏まえると、鳥取藩では文政八年頃から銀札相場が暴落していたことがうかがえる。
- (5) 「永書」文政九年二月十三日条（三井文庫所蔵史料 本一三三）、「名代言遺帳」文政九年二月十三日条（三井文庫所蔵史料 別一七七一）。
- (6) 「名代言遺帳」文政九年五月五日条（三井文庫所蔵史料 別一七七二）。
- (7) 『鳥取県史』（第四巻、近世社会経済、一九七二年、第五章第3節②、「鳥取藩の在方小商業」日置桑左エ門・浜崎洋三執筆担当、六五〇～六五三頁）。

(8) ～ (10) (14) ～ (17) (19) (22) ～ (25) 「用事留」(三井文庫所蔵史料 本七八四)。

(11) 山中前掲論文。

(12) 寛政期に京本店が注文している木綿に晒地、小紋・中形地、真岡地、手拭地など生地の状態で仕入れている。多くが型染めして浴衣などに用いる小紋や中形の生地、あるいは真岡地であり、いずれも薄手の木綿を好んで仕入れていたことがうかがえる。

(13) 下向井前掲論文、二〇一三年、五三頁、第10表。

(17) 寛政年間に口銭が仕入額の一・五パーセントに増強された(下向井前掲論文、二〇一五年、二九四頁)。

(20) 前稿で寛政年間の主要仕入地を整理したが(下向井前掲論文、二〇一二年・二〇一三年)、青谷・倉吉・国信といった地域に置かれていた代買がなくなっており(青谷の代買は寛政年間に買宿に格上げ)、仕入地も近接地域や遠隔地に転換しているように見受けられる。他商人との競合の激しくなった倉吉周辺からより赤碕に近い地域や従来関心の低かった遠隔地に手を伸ばしていたことがうかがえる。

(21) 木綿一反を銀五匁とすると、一反あたり銀一分五厘の口銭は仕入額の三パーセントに相当する。駄賃も口銭の中含まれているため、買宿や北条廻りの買子よりも他の買子の口銭が手厚くなるように設定されている。なお、買子の口銭については賀川氏も触れられている(賀川前掲書、四一〇～四一一頁)。

(26) 因州の青谷の買宿もこのとき再開したと思われる。

(27) 「書状之留帳」天保五年二月十八日、一番状(鳥取県立博物館所蔵史料西紙屋二四)。以下、同様に表記している書状は本史料から引用している。「書状之留帳」についてははじめにで詳述。

二 木綿相場の高騰化とその要因

1 伯州における木綿相場の動向

(1) 「書状之留帳」にみえる木綿相場

はじめにで触れた「書状之留帳」をみると、天保期の現地の様子を伝えると同時に、木綿の仕入価格に関する報告が多く、そのほとんどで木綿価格の高騰化とその対応の困難さを問題としている。「書状之留帳」には、書状発信時点の木綿価格が次のように記載されている。

〔史料四〕（天保五年二月十八日、一番状）

（前略）

地廻り (二匁一分)
セイ入引

中山 (二匁二分)
金市 セセ入引
徳方

西北条 (二匁一分)
同 セイ入引

東同 (二匁五)
同 セサ厘引

右之通御座候

これは最初の書状に出てくる木綿相場の記事である。ここには仕入地の地名と、符帳でその地の木綿相場の銀額が書かれている。木綿相場は一反あたりの木綿価格ではなく、現在の相場と「キク」（越後屋で仕入目安としている価格）との差額を記載している。たとえば地廻りでは、銀二匁一分引くとキクになる、といった意味と思われる。ここでは地廻りが銀二匁一分引、中山・金市・徳方で銀二匁二分引、西北条・中北条で銀二匁一分引、東北条で銀二匁五厘引である。数値が大きいほど木綿単価が高く、数値が小さいほど木綿単価が低いことを示しているため、木綿相場そのものではないが相場の変動をうかがうことはできる。「史料四」の直前には上方送りの荷物数とルートが記載されている。また「右之通御座候」という文言は後に「右之通御座候間、尚荷着之上御一覽可被成候」と改められている¹。京本店での品質確認や価格決定時に書状で同時に送られてくる木綿相場を参考にしていただけのものと思われる。

(2) 木綿相場の推移

第3表に伯州木綿の主要生産地の木綿相場の変動値を掲げた。天保五年（一八三四）から弘化二年（一八四五）までと、嘉永三年（一八五〇）から安政二年（一八五五）までの数値である。年間通しての数値ではなく、仕入期間中の書状を発信した時点の数値のみである。第3表には越後屋の主要仕入地のうち、継続的に数値のあがっている九ヶ所（地廻り、中山、汗入、金市、会見、西北条、中北条、東北条、青谷）に絞って掲載した。以下、天保年間から弘化年間までの時期に絞って木綿相場についてみてみよう。

天保五年以降、木綿相場は「キク」より高値で推移している。また、全体として漸増傾向にある。天保五年から同七年（一八三六）春にかけては銀二匁から三匁付近を推移し、天保七年の大暴騰のあと天保九年（一八三八）には銀四匁付近、天保九年（一八三九）から同十年（一八四〇）の大暴騰のあと銀四匁付近に戻るが、天保十一年（一八四一）秋から銀六匁前後に上昇する。天保十二年（一八四一）四月三日に報告された相場をピークに、以降漸減していき、弘

第3表 伯州の生産地別木綿相場（基準値からの上昇値）

（単位 銀/匁）

年月日	地廻り	中山	汗入	金市	会見	西北条	中北条	東北条	青谷	備考
天保5年午2月18日	2.10	2.20		2.20		2.10	2.10	2.05		京春3番状
天保5年午2月26日	1.95	2.10	2.20	2.15		2.00	2.00	1.95	1.95	京春4番状
天保5年午3月4日	1.90	2.00	2.15	2.05		2.05	2.10	2.00		京春5番状
天保5年午11月17日			2.70	2.05			2.65	2.75		京秋2番状
天保5年午11月26日			2.70	2.65		2.60	2.65	2.75		京秋3番状
天保5年午12月3日			2.50	2.50		2.60	2.65			京秋4番状
天保5年午12月12日	2.55		2.50	2.50		2.60	2.65	2.65		京秋5番状
天保5年午12月17日	2.60		2.60	2.65		2.55	2.60			京秋6番状
天保6年未2月19日	2.35	2.35		2.45		2.55	2.60	2.55		京春2番状
天保6年未3月3日	2.35		2.45	2.40		2.55	2.60	2.55	2.45	京春3番状
天保6年未4月19日	2.60		2.85	2.70		2.75	2.80	2.75	2.65	京春6番状
天保6年未5月1日			2.85	2.70		2.80	2.85	2.85		京春5番状
天保6年未5月19日	2.70		2.80	2.75		2.75	2.80	2.75	2.70	京春8番状
天保6年未11月18日	2.85		2.80	2.85		2.75	2.80	2.80		京秋3番状
天保6年未11月25日	2.85			2.85		2.75	2.80	2.80		京秋4番状
天保6年未12月3日	2.85		2.80	2.80		2.70	2.75	2.75		京秋5番状
天保6年未12月12日	2.85		2.80	2.80		2.70	2.75	2.70		京秋6番状
天保6年未12月17日	2.85		2.80	2.80		2.65	2.75	2.70		京秋7番状
天保7年申2月19日	2.85	2.93		2.85		2.70	2.80	2.75		京春2番状
天保7年申3月3日	2.85		2.85	2.80		2.70	2.80	2.75		京春3番状
天保7年申3月22日	2.90		2.85	2.80		2.75	2.80	2.75		京春4番状
天保7年申4月22日	2.90		2.85	2.85		2.75	2.80	2.75		京春5番状
天保7年5月3日	3.00		2.90			2.95	2.80	2.75		京春6番状
天保7年申11月26日		7.40		7.45		7.85	7.80	7.85		京秋3番状
天保7年申12月17日		6.30		6.40		6.30	6.40	6.40		大坂秋2番状
天保8年酉2月19日	5.20	5.30		5.20		5.10	5.20	5.10		京春3番状
天保9年戌3月4日	3.80	3.85	3.95	3.90		3.95	3.85	3.85		京春4番状
天保9年戌3月13日	3.95	4.05	4.15	4.05		4.15	4.05	4.05		京春5番状
天保9年戌3月23日		4.15	4.20	4.15		4.15	4.05	4.15		京春6番状
天保9年戌4月3日	3.95	4.05	4.15	4.05		4.10	4.00	4.05		京春7番状
天保9年戌4月12日	3.95		4.15	4.05		4.05	3.95	3.95		京春8番状
天保9年戌4月21日	3.88	4.00	3.95	3.95		3.90	3.85	3.85		京春9番状
天保9年戌閏4月3日	3.90	4.00	4.00	3.95		3.95	3.85	3.85		京春10番状
天保9年戌閏4月17日	3.95	4.10	4.10	4.05		3.95	3.95	3.90		京春11番状
天保9年戌5月3日	4.00	4.15	4.10	4.15		4.00	3.95	3.95		京春12番状
天保9年戌5月17日	4.00	4.20	4.15	4.20		4.00	4.00	3.95		京春13番状
天保9年戌11月22日	6.90	7.00	7.00	7.00					7.00	京秋3番状
天保9年戌12月2日	6.85	6.80	6.85	6.80		6.75		6.70	6.90	京秋4番状
天保9年戌12月7日	6.65		6.65	6.75		6.65	6.80			京秋5番状
天保9年戌12月16日	6.70	6.75	6.70	6.75		6.75	6.80	6.70		京秋6番状

年月日	地廻り	中山	汗入	金市	会見	西北条	中北条	東北条	青谷	備考
天保10年亥2月3日	8.00	8.10	8.10	8.15		8.15	8.20	8.15	8.20	京春2番状
天保10年亥3月3日	7.80	8.00	7.90	8.00		8.05	8.10		8.10	京春4番状
天保10年亥3月13日	7.70	7.90	7.90	7.90		7.90	8.00	7.90		京春5番状
天保10年亥3月22日	7.70	7.80	7.80	7.90						大坂春1番状
天保10年亥3月24日	7.60	7.85	7.85	7.85		7.88	7.93	7.88	8.15	京春6番状
天保10年亥12月17日	3.80	4.05	3.85	3.85		3.93	3.93	4.00		京秋2番状
天保11年子2月19日	3.70	4.10	4.05			4.03	4.03	4.03		京春2番状
天保11年子3月1日	3.70	3.95	3.90	3.90		3.85	3.85	3.80		京春3番状
天保11年子3月3日						3.95		3.90		大坂春2番状
天保11年子5月3日				4.18		4.18	4.20	4.20		京春9番状
天保11年子12月3日	5.70	5.65	5.55	5.70	5.40	5.60	5.60	5.50	5.65	京秋2番状
天保11年子12月17日	5.68	5.70	5.65	5.75	5.45	5.50	5.65	5.50	5.65	秋3番状
天保12年丑閏1月20日	5.80	5.90	5.80		5.70	5.90	5.90	5.85		京春4番状
天保12年丑閏1月12日	5.55	5.65	5.55		5.45	5.67	5.65	5.65		京春5番状
天保12年丑2月19日	5.65	5.80	5.80		5.70					京春6番状
天保12年丑3月3日	5.85		5.95	5.10	5.95	6.05	6.05	6.05		京春7番状
天保12年丑3月22日	6.10	6.10	6.00	6.25	5.80	6.05	6.15	6.00	5.90	京春8番状
天保12年丑4月3日	6.15		6.15	6.30		6.20	6.15	6.10		京春9番状
天保12年丑4月19日		6.10	6.08	6.18		6.12	6.10	6.05	6.00	京春10番状
天保12年丑5月3日		6.15	6.08	6.20		6.15	6.13	6.10		京春11番状
天保12年丑12月3日	5.90		5.95	5.75	5.75	5.78	5.83	5.73		京秋2番状
天保12年丑12月19日	5.75	5.90	5.92	5.70	5.80	5.63	5.68	5.62	5.65	京秋3番状
天保12年丑12月29日	5.28	5.90		5.75		5.68	5.70	5.66		京秋4番状
天保13年寅2月19日		6.05		6.00		5.93		5.93	6.10	京春4番状
天保13年寅3月1日	6.05	6.10	5.97	6.02	5.80	5.93	5.90	5.86		京春5番状
天保13年寅3月13日		6.07	5.95	6.10		6.08	6.05	6.05	5.95	京春6番状
天保13年寅3月27日	5.93	6.05	5.85	5.95	5.92	5.95	6.02	6.02	5.85	京春7番状
天保13年寅4月14日	5.79	5.78	5.65	5.69		5.64	5.64	5.64		京春9番状
天保13年寅11月9日	4.80	4.35	4.30	4.45	4.20	4.25	5.38	4.40		京秋2番状
天保13年寅12月10日	4.28	4.30	4.35	4.35	4.20	4.30	4.36	4.40		京秋4番状
天保13年寅12月16日	4.78	4.70	4.76	4.80		4.75	4.78	4.82		京秋5番状
天保14年卯2月3日	5.13	5.84		5.70		5.10			5.20	京春1番状
天保14年卯2月19日	5.15	5.08		5.25		5.20	5.23	5.25		京春2番状
天保14年卯3月2日	5.35	5.38	5.28	5.45		5.50	5.50	5.55		京春3番状
天保14年卯3月23日	5.37	5.40	5.38	5.68		5.65	5.68	5.68	5.70	京春4番状
天保14年卯4月2日	5.32	5.40	5.30	5.48	5.28	5.40	5.40	5.48	5.48	京春5番状
天保14年卯12月3日		5.75	5.85	5.33	6.02	5.90	5.85	6.00		京秋4番状
天保14年卯	5.75	5.73	5.75	5.83	5.80	5.85	5.70	5.80	5.85	京秋5番状
天保14年卯12月17日	5.65	5.68	5.55	5.65	5.70	5.68	5.68	5.75	5.70	京秋6番状
天保14年卯12月26日	5.28	5.33	5.30	5.38	5.35	5.50	5.58	5.38	5.20	京秋8番状

書状からみた三井越後屋の伯州木綿仕入（下向井）

年月日	地廻り	中山	汗入	金市	会見	西北条	中北条	東北条	青谷	備考
天保15年辰	5.53	5.50		5.55		5.60	5.63	5.68	5.20	京春2番状
天保15年辰2月23日	5.80	5.43	5.45		5.30	5.48	5.88	5.40	5.30	京春3番状
天保15年辰	5.00	5.30	5.40	5.20	4.90	5.30	5.10	5.10	5.30	京春4番状
天保15年辰12月24日	4.80	4.90	4.70		4.70	5.00	5.00	5.00	5.05	京秋4番状
弘化2年巳2月13日	4.70	4.80	4.75	4.80	4.70	4.90	4.90	4.90	5.00	京春2番状
弘化2年巳2月23日	4.70	4.95	4.80	4.45	4.70	4.85	4.86	4.90		京春3番状
弘化2年巳	4.65	4.80	4.70		4.60	4.80	4.80	4.80	5.00	京春4番状
弘化2年巳	5.00	4.95	4.95	5.00	4.80	4.98	4.96	5.15		京秋3番状
弘化2年巳11月28日	5.00	5.00	5.00	5.00	4.80	5.18	5.18	5.18		京秋4番状
弘化2年巳12月3日	5.00	5.00	5.00	5.00	4.80	5.15	5.15	4.88		京秋5番状
弘化2年巳12月11日	5.00	5.00	5.00	4.98	4.80	4.98	5.10	5.10		京秋6番状
弘化2年巳12月17日	4.85	5.00	4.90	4.90	4.80	5.10	5.10	5.10	5.20	京秋7番状
弘化3年午2月1日	5.90	5.00		5.90		5.10	5.10	5.10	5.20	京春1番状
弘化3年午	4.75	4.85	4.80	4.75	4.63	4.85	4.85	4.85		京春2番状

< 弘化3年～嘉永2年欠 >

嘉永3年戌春3月15日	4.00	4.00	4.00	4.10	4.00	4.25	4.20	4.20		春1番状
嘉永3年戌春3月26日	4.00	4.00	4.00	4.10	4.00	4.20	4.20	4.20		春2番状
嘉永3年戌春4月23日	4.00	4.00	4.00	4.05	4.00	4.10	4.10	4.10	4.40	春3番状
嘉永3年戌春5月18日	4.05	4.05	4.05	4.10	4.00	4.15	4.15	4.15	4.30	春4番状
嘉永4年亥春4月2日	4.77	4.79			4.82					春2番状
嘉永4年亥春4月6日	4.76	4.79		4.82	4.82					春3番状
嘉永4年亥秋11月23日	3.90	3.90	3.95	4.00		4.10	4.10	4.20		秋2番状
嘉永4年亥秋11月28日	4.00	4.00		4.10	3.90	4.25	4.25	4.30		秋3番状
嘉永4年亥秋12月17日	4.00	4.00	4.10	4.20	3.20	4.25	4.25	4.35	4.35	秋4番状
嘉永4年亥秋	3.90	3.90	3.90	4.20	4.10	4.10	4.10	4.20	4.30	秋5番状
嘉永5年子春2月20日	3.85	3.85		3.90		4.00	4.00	4.10		春4番状
嘉永5年子春	3.90		3.90	3.90	3.85	4.00	4.00	4.10	4.30	春5番状
嘉永5年子春閏2月8日	3.90	3.90	3.95	3.90	3.90	4.00	4.00	4.10	4.35	春6番状
嘉永5年子春	3.80	3.80	3.90	3.85	3.90	4.00	4.00	4.15	4.15	春7番状
嘉永5年子春3月4日	3.90	3.90	3.95	3.90	3.90	4.10		4.10		春8番状
嘉永5年子春	4.00	4.00	4.10	4.20	4.00			4.25		春10番状
嘉永5年子春5月20日	4.15	4.15		5.28	4.18			4.25		春12番状
嘉永5年子秋	4.27	4.27	4.25	4.35	4.00	4.40	4.40			秋2番状
嘉永5年子秋	4.20	4.20	4.20	4.30	4.10	4.40	4.40			秋3番状
嘉永5年子秋12月16日	4.20		4.20	4.30	4.10	4.40	4.35	4.40		秋4番状
嘉永5年子秋12月26日	4.25	4.25	4.20	4.30	3.95	4.40	4.35	4.40	4.40	秋5番状
嘉永6年丑春3月4日	4.90	4.90	4.35	4.45	4.25	4.00	4.00	4.00		春4番状
嘉永6年丑春3月20日	4.45	4.45	4.48	4.80	4.38	4.50	4.45	4.50		春6番状
嘉永6年丑春4月23日	4.60	4.60	4.70	4.75	4.58	4.80	4.70	4.80		春7番状
嘉永6年丑春5月3日	4.65	4.65		4.75	4.60					春8番状

年月日	地廻り	中山	汗入	金市	会見	西北条	中北条	東北条	青谷	備考
嘉永6年丑春5月29日	4.65		4.80	4.80	4.70	4.70	4.70	4.80	4.70	春10番状
嘉永6年丑秋11月18日	3.60	3.65		3.65		3.60	3.73	3.73		秋5番状
嘉永6年丑秋12月14日	2.85	2.85		2.95	2.10	3.10	3.10	3.20		秋8番状
嘉永6年丑秋(12月下旬)	2.70	2.70		2.70	2.60	2.85	2.85	3.00		秋9番状
安政元年卯春3月24日	3.10	3.10			3.00					春4番状
安政元年卯春4月12日	3.45	3.45			3.48					春6番状
安政元年卯春5月24日	3.85	3.85			3.80		3.60			春8番状
安政元年卯春6月3日	3.83	3.83			3.80					春9番状
安政元年卯春6月20日	3.75	3.75		3.75	3.80					春10番状
安政元年卯秋12月2日	2.20			2.20		3.00	3.00	3.00		秋4番状
安政元年卯秋12月18日	2.45			2.60		2.70	2.70	2.70		秋6番状
安政2年辰春3月14日				2.70		3.00	3.00			春3番状
安政2年辰秋11月13日	2.95	2.95		3.00		3.10	3.10			秋5番状
安政2年辰秋11月15日	2.85	2.85				3.10	3.10			秋6番状

出所)「書状之留帳」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋24)、「書状留」(西紙屋25)、「書状之留帳」(三井文庫所蔵複製資料)。

- 注) 1. 越後屋の定める木綿仕入基準値からどれだけ値上がりしているのかを記載したと思われる。
2. 木綿生産地は継続的に数値のあらわれる場所のみ抽出した。
3. 天保5年春から天保12年春までが西紙屋24、天保12年秋から弘化3年春までが複製資料、嘉永3年春から安政2年秋までが西紙屋25に記載されている数値である。

化二年(一八四五)には銀五匁前後になっている。それでも天保五年段階に比べて高値で推移している。ところが、嘉永三年になるとさらに減少し銀四匁前後となっている。その後漸増して嘉永五年(一八五二)に銀五匁近くになるが、嘉永六年(一八五三)には一転して銀三匁付近に落ち込んでいる。

特筆すべきは極端な木綿相場高騰の発生であろう。天保七年末から同八年初頭と、天保九年十一月末から同十年三月末である。前者は天保飢饉のピークの時期である。後者についてもやはり凶作の影響を受けている。綿相場の高騰や織賃の高騰化等により木綿相場が高騰しているののである(詳しくは後述)。たとえば天保八年春には二月時点で越後屋の伯州木綿仕入は完全に停止状態に陥っており、仕入を見合わせる事態に陥っている。天保九年から同十年にかけても木綿価格の高騰が続き、しかも乱高下していて、越後屋をはじめ木綿登せ商人が混乱している様子もうかがえる。

以上のような木綿相場の高騰傾向は流通統制の終了という経済政策上の理由と、天候不順という気象条件が大きく

関わっていたのだが、買方役は書状の中で①百姓の「気配」、②綿相場、③上方の木綿相場と登せ商人の動向と木綿相場との関連を逐一報告している。そこで次節以下では、木綿相場の高下にこれらが与えていた影響について考えてみたい。

2 百姓による木綿生産と木綿相場

(1) 農間余業としての木綿織

伯州の木綿織りは農間余業として行われており、主に女性の仕事であった。⁽²⁾ 買方役の作成する書状では木綿織りを行なう人びとを「百姓」と表現しているが、実際の担い手は農家等の女性であったものと思われる。買方役の書状には木綿織り出し数の増減に触れる際に百姓の農作業の終了と開始に言及している箇所がみられる。たとえば、天保五年（一八三四）十一月十日の書状には「最早百姓方取入相仕舞候得者、追々織出し相増、自然下落可致与奉察候」とあり、百姓の農作業ももうじき終わるので追々木綿生産数も増加することを述べており、これまでは木綿価格も高かったが生産量も増加するに依じて自然と木綿価格も下落するだろう、という見通しを述べる。また、天保六年（一八三五）五月十九日の書状では「頃日より百姓方追々農作ニ取懸、自然織出し木綿無少風合等も不宜」とあり、近日中に百姓も農作業に取りかかるので、自然と生産量も減少し、粗悪な木綿も出回るのであることを予測している。「書状之留帳」の記述によると、伯州の木綿織りに従事する百姓は、概ね十月末から十一月に農作業を終え、四月から五月頃に農作業に取りかかっている。十月末から翌年五月までが木綿織りに従事する期間であったことがわかる。ただし例外もある。天保八年（一八三七）は凶作のため木綿生産がほとんどできていない。また、天保十一年（一八四〇）は稲の収穫が遅れて十二月中頃まで農作業をしており、翌年初頭は気候が農作業に適していたことから一月上旬には農作業を始めている。天保

十二年（一八四一）二月十九日の書状に「何分此頃天氣統宜故、百姓方農業ニ取掛り、織出し木綿少々劣候」とあり、百姓が農作業にとりかかっているため、やや品質の悪い木綿が出回っていることがうかがえる。農作業の繁閑と木綿生産数の増減は反比例し、木綿価格の変動に与える影響も大きいため、百姓の農作業の時期（＝木綿の生産時期）は越後屋や買宿西紙屋にとって重要な関心事だったのである。

（2）百姓の「気配」

伯州では越後屋や他の木綿商人らは現地に赴いて機元から木綿を仕入れるか、売りに回ってくる仲買から木綿を仕入れるのが一般的な方法であった。西紙屋は手先の買子を木綿生産地に派遣して木綿を仕入れていたし、領内外の登せ商人や船手商人も各地で木綿を仕入れていた。西紙屋の買子は木綿購入の現場で値引き交渉をして安く入手するように努力していたものと思われる。逆に登せ商人は上方での売れ行きを把握して、機元の言い値で仕入れることも多かった。買方役の書状を見ていくと、木綿相場の高下に百姓の意向が反映されることが多い。買方役の書状中に「百姓」の文言は九二件出てくるのだが、その多くで百姓の「気配」と木綿相場について言及している。この「気配」とは百姓が機元との織賃交渉に望む姿勢と思われる。例えば次のような表現がある。

〔史料五―①〕天保五年二月二十六日、四番状

播州商人入込買方相始（中略）買人多ク相成候故、百姓方至而気配強、存念之通難引下（後略）

〔史料五―②〕天保六年二月十九日、二番状

倉吉・米子為登商人不絶買入、百姓方甚気配強、相庭難引下ケ（後略）

〔史料五―③〕天保七年三月三日、三番状

倉吉・淀江為登商人不絶買入、綿相庭存外高直、旁以百姓方至而氣配強、相庭存念通難引下ケ（後略）

〔史料五―④〕天保九年四月十二日、八番状

〔倉吉・淀江〕
双方為登商人引ノ調入候ニ付百姓方氣配劣、追々木綿相庭可致下落

〔史料五―⑤〕天保十年二月三日、二番状

〔倉吉・淀江〕
双方為登商人迎も朔日より買方相見合候ニ付、百姓方氣配劣り、昨今ニ而者ツ・サ入方下落候へ共、綿相庭高直故

迎も去冬相庭ニ者引下ケ申間敷（後略）

右の①②③は百姓の「氣配強」（＝強氣）の場合である。書状に出てくる百姓はほとんど強氣である。百姓の「氣配強」いのは、播州商人が領内に入り込んで盛んに仕入を行ったり、倉吉・米子・淀江の登せ商人が間断なく仕入を行う時である。買い手市場になるため百姓が機元と強氣の織賃交渉を行い、機元も高値で販売することになるので、木綿相場が高値で推移するのである。また、綿相場が高い場合、そのまま木綿相場も高騰する。登せ商人の買入れ状況か綿相場の高騰か片方の場合が多いが、③のように複合的な条件で木綿の値下げが難しくなる場合もある。

④⑤は百姓の「氣配劣」（＝弱氣）の場合である。この表現が登場する場面は稀である。百姓の「氣配劣」るのは、登せ商人が木綿の仕入に慎重になっている時や仕入を中断している時である。この状況になると、百姓も弱氣になり、木綿相場も下落する場合がある。西紙屋らはこのタイミングを見計らって値下げ交渉をして安価に木綿を仕入れようとしている。ただし、⑤において、木綿価格が高騰し綿相場も高く去冬（天保九年）と同水準まで値下げが難しい、と書かれているように、百姓が弱氣な時でも様々な条件が重なり、安く入手できるケースは少なく、木綿の値引き交渉は困難であったと思われる。少なくとも、文政年間の流通統制が中断してしばらく経った天保五年から十二年において、西

紙屋や買方役は木綿を思い通りに値引きして安価に仕入れることが困難になっていたのであろう。しかし、買方役は京本店や大坂本店に対して、少しでも安値で仕入れられるよう努力すると報告している。

3 機元による木綿集荷と綿相場

買方役の書状には機元の存在が見え隠れする。機元は木綿の素材となる綿を確保し、繰綿・綿打・認め糸の工程を経て、農間余業で木綿を織る百姓らに供給して織らせ、できた木綿を集めて仲買、登せ商人、越後屋の買子らに売り渡しているものと思われる。³⁾「機元」の表現は書状の中で一五件確認でき、いずれも木綿の相場に関する叙述の中で出てくる。天保七年（一八三六）秋から翌年春までの状況を事例にみてみよう。

〔史料六〕（天保七年一月二日、一番状）

早春より綿相庭又々操上り、弥機元難引入候趣ニ而、織出候木面至而無少、漸々此程より少々敷織出し候ニ付、買子中重々及面談、去廿八日より□□方地廻り買方相始申候

これは「書状之留帳」における機元の初出記事である。天保六年（一八三五）冬から綿相場が高騰していたが、早春以降さらに上昇している。機元は綿を確保できにくい見通しであり、織り出される木綿は極めて少ない。ようやく年末頃から少しずつ織り出して始めたため、買子中とよく面談して、天保六年十二月二十八日から地廻りでの買入を始めた、とある。綿相場が高騰すると機元は綿を確保できず、木綿生産量の減少をまねきうる事がわかる。機元が綿を確保できるか否かが越後屋の円滑な木綿仕入の前提であった。

第4表は「書状之留帳」にみえる伯州と雲州の綿相場である。天保五年（一八三四）から天保十一年（一八四〇）までの数値であり、綿相場の推移を概観できる。これによると綿相場は天保六年（一八三五）半ば以降漸増しており、特に同七年（一八三七）秋から同十年（一八三九）二月の間には暴騰している。木綿相場と異なる動きもみられ、たとえば天保八年（一八三七）二月十日や天保九年（一八三八）三月二十三日には瞬間的に木綿相場より大きく変動している箇所がある。

天保年間の伯州の綿生産は天候不順の影響などにより大打撃を受けていた。とりわけ天保七年の秋はひどく、綿は皆無に等しく種綿も無い状況で、綿相場は日々高騰していたという（「当国綿大凶作皆無同様種綿も無之程之儀ニ而日々相庭引上」天保七年十月二十五日、一番状）。この結果木綿相場も連動して値上がりしていた。木綿相場高騰に拍車をかけていたのは京・大坂市場での売れ行きであった。秋以来、京・大坂での伯州木綿の売捌きが良く多額の利益を得ることができたので、倉吉・淀江の登せ商人が絶え間なく現地で木綿を買い入れる状況になっていた（「木面相庭様子秋来倉吉・淀江為登木面御地・大坂共捌ヶ方至而宜、何れ茂大造之利分ニ相成候趣ニ而不絶張込買入候」同右）。天保七年十月時点で木綿相場はキク（基準値）から銀六匁ほど値上がりしており、前代未聞の木綿相場になっていた（「綿相庭ニ引れ存外高直ニ相成、当時キクカ、引位ニ相当り、誠ニ前代未聞之相庭立有之候」同右）。

〔史料七〕（天保七年十月二十五日、一番状）

（前略）綿相庭高直ニハ候得共、当時之直段ニ而ハ綿元相庭ニ引合ニ相成候故、追々大数織出し可申候所、諸品凶作ニ而百姓方何れ茂種々食物之手当ニ取懸候者多く、且者遣ひ草高直ニ而織元手之貯無之、旁以木面出来立至而無少、綿相庭迎も今以日々操上り候ニ付、来春相庭立如何相成可申哉難斗候得共、当時之所ニ而者織出し無少上買入多く、

第4表 「書状之留帳」にみえる雲州・伯州の綿相場

	伯州		雲州			伯州		雲州	
	銀額 (匁)	備考	銀額 (匁)	備考		銀額 (匁)	備考	銀額 (匁)	備考
天保5年3月4日	150	綿6貫目 あたり		綿100目 あたり	天保9年2月22日	260	綿6貫目 あたり		綿100目 あたり
天保5年11月10日	130	〃		〃	天保9年3月4日	275	〃		〃
天保5年11月17日	〃	〃		〃	天保9年3月13日	〃	〃		〃
天保5年11月26日	〃	〃		〃	天保9年3月23日	475	〃		〃
天保5年12月3日	〃	〃		〃	天保9年4月3日	〃	〃		〃
天保5年12月12日	〃	〃		〃	天保9年4月12日	275	〃		〃
天保5年12月17日	〃	〃		〃	天保9年4月21日	〃	〃	550	〃
天保6年2月2日	140	〃		〃	天保9年閏4月3日	285	〃	560	〃
天保6年2月19日	〃	〃		〃	天保9年5月3日	295	〃	560	〃
天保6年3月3日	〃	〃		〃	天保9年5月16日	〃	〃	560	〃
天保6年3月8日	〃	〃		〃	天保9年10月22日	320	〃		〃
天保6年5月1日	〃	〃		〃	天保9年11月22日	330	〃		〃
天保6年4月18日	145	〃		〃	天保9年12月2日	〃	〃		〃
天保6年5月19日	180	〃	300	〃	天保9年12月7日	335	〃		〃
天保6年10月晦日	〃	〃		〃	天保9年12月16日	〃	〃		〃
天保6年11月18日	〃	〃		〃	天保10年2月3日	〃	〃		〃
天保6年11月25日	〃	〃		〃	天保10年2月19日	450	〃		〃
天保6年12月3日	〃	〃		〃	天保10年3月3日	395	〃		〃
天保6年12月12日	190	〃		〃	天保10年3月13日	390	〃		〃
天保6年12月17日	195	〃		〃	天保10年3月24日	〃	〃		〃
天保7年1月2日	200	〃		〃	天保10年11月19日	160	〃	340	〃
天保7年2月19日	250	〃		〃	天保10年12月17日	〃	〃		〃
天保7年3月3日	〃	〃		〃	天保11年2月19日	〃	〃		〃
天保7年3月22日	210	〃	400	〃	天保11年12月3日	142	〃		〃
天保7年4月2日	215	〃	400	〃	天保11年12月17日	148	〃		〃
天保7年5月3日	240	〃	410	〃	天保11年12月29日	〃	〃	300	〃
天保7年10月25日	410	〃		〃	天保11年正月20日	〃	〃	300	〃
天保7年11月2日	450	〃		〃	天保11年閏正月3日	150	〃	330	〃
天保7年11月26日	〃	〃		〃	天保11年2月3日	〃	〃	320	〃
天保7年11月4日	435	〃		〃	天保11年2月19日	〃	〃	320	〃
天保7年12月17日	410	〃		〃	天保11年3月3日	155	〃	330	〃
天保8年2月10日	440	〃	751	〃	天保11年4月3日	200	〃	400	〃
天保8年2月19日	〃	〃	781	〃	天保11年4月19日	〃	〃	390	〃
天保9年2月10日	245	〃	500	〃	天保11年5月3日	198	〃	390	〃
天保9年2月18日	〃	〃	510	〃					

出所) 「書状之留帳」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋24)。

直段ニ不構高直ニ買取候故、此末相庭下落様子相見え不申候（後略）

綿相場は高値だが、元値段と見合っているため、追々木綿も大量に織り出してくるであろうが、様々な農作物が凶作のため百姓は種々食料の確保にかかる者が多い。また、諸々の支出も高値になっており、機織りに必要な元手の備蓄も無く、木綿の完成品は極めて少ない。綿相場も毎日のように高騰しており、来春の相場がどうなっているのか判断も付かない。現在は木綿生産は少ないのに買い入れが多く、値段にかかわらず高値に買い取っているため、この先も相場が下落する様子はみえない、という。

第3表・第4表からもわかるように、天保七年（一八三六）の綿相場と木綿相場は常に高騰傾向にあったようである。

〔史料八〕（天保七年十一月十二日、二番状）

去ル朔日より買方相始候所、其後逆も綿相庭日々引上り機元高直ニ付、木綿織出し候者至而稀ニ而山稼而巳ニ取掛り、其上双方為登商人存外高直ニ買取候ニ付、百姓方至而氣配強、追々相庭引上り、当時（七匁二分）キクエセ入・マ入引ニ相当り、尤前文之通、織出し至而無数ニ有之候ニ付、買方相始候より今日迄、漸々式百反斗ならてハ調入難出来（後略）

西紙屋では十一月朔日から仕入を開始した。しかし、その後も綿相場が下がることはなく、毎日のように上昇していた。機元の手元に回ってくる綿はいかかわらず高値であり、「史料七」でもみたように木綿生産の費用も高むばかりであった。凶作による食料確保にも追われる中、木綿を織り出す百姓は極少なく、むしろ山稼ぎ（伐木・炭焼等）と思われ

る)に専念する者が多かった。しかし、倉吉・淀江の登せ商人が思いのほか高値で木綿を買い取るため、木綿織りを選択した百姓も強気の織賃を要求し、その結果木綿相場が引き上がった。この時点での木綿相場は基準値を銀七匁二分から三分ほど上回る価格になっていた。買方役・買子らは織り出し数が少ない現状で仕入を始めたものの、一二日間をわずかに二〇〇反を調達できたのみであった。越後屋は西紙屋での仕入を開始したものの、「史料七」の時点で元相場と見合う状態で推移していた綿相場は、半月の間に元相場と見合わないほど高騰し、綿の確保を一層困難にしていたのである。

ここで興味深いのは百姓の様子である。凶作下で食料確保のままならない百姓の中には木綿織りでなく山稼ぎで糊口を凌ぐ者もいれば、逆に木綿織りを選択して買手市場を背景に機元に強気の織賃交渉に出る者もいた。買方役は「史料八」の続き部分で「追々寒気強相成り候ハ、雪中山稼も難相成、無是非木綿織出し自然与下直ニ買方出来可申哉察入候」と述べており、寒気が増して雪深くなると百姓は山稼ぎを終えて木綿織りを始めるであろうこと、木綿生産量も増加して木綿相場も落ち着くだろうことを予測している。

しかし、買方役の見通しに反して、天保七年秋の綿相場の高騰状況は半月後になっても続いていた。

〔史料九〕(天保七年十一月廿六日、三番状)

綿相庭日々引上ケ、機元高直ニ付織出し木面一向無少、其上(倉吉・淀江)双方為登商人不絶買入候ニ付、百姓方気配強、相庭引下ケかたく、尤當時之綿相場ニ而者機元利分ニも難相成ニ付、(二分)セ入・マ入方引下ケ可有之候間察入候得共、格外之

下落者有之間敷哉(後略)

綿相場は毎日のように高騰し機元は高値で綿を入手できず、織り出し木綿はなお少ない状況であった。さらに倉吉・淀江の登せ商人が絶え間なく木綿を仕入れるため、木綿織りを選んだ百姓は強気の織賃を要求しており、越後屋側も交渉によって木綿価格を値引きできるような状況ではなかった。さらに、この時点での綿相場では機元の利益にもならないような状況になっていた。買方役は、織元が木綿相場を銀二分から三分ほど引き下げるのではないかと推測しているが、大した木綿相場の引き下げにはならないだろうともみている。綿相場・木綿相場は機元すら利益確保が難しい状況に陥ったのである。買方役と買宿側は、ここにいたり仕入を一時中止し情勢を見守ることを決めている（『今暫く買方見合申候』）。同時に、京・大坂の不況も伝わっていることから、買方役は、木綿相場がいずれ下落するであろうこと、買子中と相談・工夫して少しでも安く木綿を仕入れて送ることを京本店に伝えている。綿相場・木綿相場が高騰して引き下げることが困難な状況下において、速やかで安価な仕入を達成するために買方役や西紙屋連中は、めまぐるしく動く相場や市況、上方市場の動向等を分析し、最適な仕入方法を判断していたといえよう。

京・大坂の不景気の様子はすぐに伯州に伝わる。買方役は木綿市場の変化を京本店に報告している。

〔史料一〇〕（天保七年十二月四日、四番状）

御地・大坂共相庭下落之風聞（京）ニ而、木綿相庭（五分）サ入・カ入方下落いたし、右ニ引れ綿相庭も少々引下り候へ共、何分

他国より入込之綿故格外之引下りハ有之間敷、当時相庭立候而ハ機元利分も無之候付、百姓方気配強、相庭難引下ケ（後略）

京・大坂の木綿相場下落の噂が広がり、木綿相場が銀五分から六分ほど下落している。これに連動して綿相場も多少

下がっているが、他国から調達している綿なので大幅に値下がりがせず、現時点の相場では機元の利益も無い。また、百姓も強気の織賃要求をするため木綿相場も引き下げにくい。

「史料九」時点と同じく、機元が利益を得られないほどの綿相場だったことがわかる。その要因としてここで初めて領外から綿を調達していることが指摘されている。従来から伯州木綿の原料綿は領内だけでなく領外からも移入していたが、凶作のこの年はより多くの原料綿を領外から移入していた可能性はある。そのため、費用が高み、一段と綿相場を圧迫していたのである。「史料七」で買方役が述べているように、秋時点では京・大坂での伯州木綿の売捌きが良いため、倉吉・淀江の登せ商人が木綿を買い入れていたが、十二月になり京・大坂の景気が落ち込んできたため、木綿相場に悪影響を及ぼし、さらに綿相場に影響を及ぼしているのである。買方役は近日中に追々木綿織り出しは増えるので木綿相場も下落するだろうが、冬のうちは大して引き下がることはないだろうと推測している（「此日より追々織出し相増候へ者、自然下落可致哉ニ察入、（中略）冬分存外引下り候者無之与察」同右）。その上で、現状銀五分・六分は下がっている、基準値から銀六匁二分・三分くらいの増加であれば、支出を抑えつつ見合買をしている商人（見比べが良い値段をつける方に販売する商人）から少量ずつ調達するつもりであると報告する（「今サ入・カ入方引下り、キクカセ入」^(六匁二分) ^(三分)、精誠引メ見合買之旨ヲ以少々宛調入可申積り御座候」同右。「史料八」の時点で、キクから銀七匁二分・三分の差があったため、銀一匁程度値下がりすれば仕入に十分と判断したのであろう。また、相場のゆくえはわからないので、買子らと相談の上で少しでも安く調達し登せるようにすると述べる（「下落之儀も難斗ニ付、彦三郎殿始買子中種々及面談、手違い無之様工夫少し茂格好下直ニ調送り可申候」同右）。結局、天保七年は年末まで綿相場・木綿相場ともに高い状態であった。しかし、京・大坂の木綿相場が下落したことで、倉吉・淀江の登せ商人らはいずれも仕入を見合わせており、それにしがたい伯州でも同様に木綿相場が下落して、ピーク時より銀二匁も

安くなり、基準値から五匁七分の値上がりまで落ち着いていた。買方役はこの状況をみて、支出を抑えつつ少しずつ仕入を開始したことを報告している。

〔史料二一〕（天保七年十二月十七日、五番状）

今イ、^{（一匁）}方も高直ニ候得共、何分綿相庭高直ニ候故、百姓方中ニハ綿元直段ならてハ難売捌品も有之候付、頃日より織出し木面存外無少相成、併来春ニ至綿相庭格外下落候ハ、右ニ引れ木面相庭迎も引下り可申候へ共、当時之姿ニ而ハ先ハ格外之下落も無之哉ニ察入（後略）

直前の相場から銀一匁ほど高値の相場になっているが、元の綿相場も高値のため、百姓の手元には元の綿相場でなければ売りさばけない品もあり、在庫滞留のため近日中に織り出される木綿は少ないだろう。来春に綿相場がさらに下落すればそしてこれに引張られる形で木綿相場もさらに値下がりするだろうが、現時点では大幅な下落は見込めないだろうと買方役は見ている。百姓らは高価格の綿で織り出した木綿を売ることになるので、元々の値段でなければ困ると主張し、木綿相場が下がらないように生産調整を行っているのである。木綿相場下落の兆候を察知した買方役・買宿側はようやく木綿仕入の算段を付けられるようになったが、これ以上の木綿相場下落が見込めるかわからないとして、相場の推移については慎重な姿勢を崩していない。

そして、この記述に続けて現時点では他に仕入をする者もいないので、精々駈引をして品質と規格（風合呂巾）を第一に選んで、少しでも安価に調達して登せるつもりであると述べる。他の登せ商人が仕入を見送るなか、買方役は相場の推移を見極め、他の商人を出し抜いて仕入に取りかかったのである。

しかし、年が明けて二月になると、不況の影響が顕著になる。

〔史料一二〕（天保八年二月十九日、三番状）

当地木綿相庭之様子御地^{（京）}・大坂とも抜ヶ方不宜ニ付、倉吉・淀江為登商人共引メ買入候ニ付、百姓方気配劣、追々相庭下落候へ共、肝心綿相庭高直ニ付機元難引合趣ニ而織出し木綿至而無少候故、存念之通相庭難引下り、（中略）去冬押詰より早春迄御地^{（京）}・大坂問屋方へ着いたし候木綿先頃より^{（伯州・雲州）}兩國荷主方追々出立仕切ニ罷登り居候へ者、御地^{（京）}・大坂とも相庭下落之様子追々兩國江相響、自然与相庭引下り可申哉奉存候、猶兩國とも無油断駈引ヲ以少茂下直ニ調送り可申候

京・大坂両地での売れ行きが良くないため、倉吉・淀江の登せ商人らの木綿仕入は抑制的である。百姓の織賃交渉も弱気で、追々木綿相場も下落するだろう。しかし、肝心の綿相場が高値のため、機元も相場を引き合わせにくく、織り出し木綿はごく少ない。越後屋側は思惑通りに木綿相場を引き下げられない状況であった。

ただし、買方役は、春以降の見通しについては悲観していない。天保七年末から早春までに京・大坂の木綿問屋に送る予定の木綿は伯州・雲州の荷主が追々出立ししきりに登せているので、京・大坂ともに木綿相場下落するであろうこと、その様子が伯州・雲州に聞こえてくると自然と相場も引き下げられるであろうことを予測している。そうなれば、伯州・雲州ともに油断無く掛引して少しでも安く木綿を調達して送るようになる、と述べる。上方に伯州・雲州木綿が送られることで上方の木綿相場が下落し、それが伯州・雲州に波及して木綿相場が下がることに期待していることがわかる。「書状之留帳」にはこれに続くであろう四番状以降の書状は残っておらず、次の書状は一年後の天保九年二月十

日になる。天保八年の不況の影響は極めて深刻で、おそらく買方役は木綿相場の推移を予測しづらかったであろう。

4 木綿登せ商人による木綿上方送りと木綿相場

(1) 鳥取藩内で活動する登せ商人

先述のように、「書状之留帳」の中で越後屋の買方役は木綿相場の高下に関心を払っていた。そして彼らは木綿相場高下の要因の一つとして、特に伯州領内で木綿を仕入れて上方に送る領内外の登せ商人の活動に注視していた。先述の「史料五」や「史料九」にも出てくるように、天保年間には領内商人として倉吉・淀江・米子の登せ商人の活動が目立っており、領外商人では播州商人が多数領内に入り込んでいた。⁽⁵⁾ 船手と呼ばれる北前船のような買積船も見られ、彼らは下り荷として木綿を積み込んで、取引のある北国方面に木綿を送っていた。

当該期、越後屋側が現地で木綿仕入を行う際、とりわけ倉吉・淀江の登せ商人らと競合していた。倉吉商人とはすでに寛政年間に競合関係にあったが、⁽⁶⁾ 天保年間には淀江商人との競合も顕著になっていった。『新修倉吉市史』によると、天保年間に倉吉の木綿問屋・仲買が一五名ほどおり、嘉永五年に新たに実施された流通統制開始時点で、大坂の木綿問屋と取引する木綿商人として倉吉から一三名が指定されている。⁽⁷⁾ ここではほかに米子二名、渡り村一名、浜ノ目一名、青谷三名の木綿商人もあわせて指定されている。倉吉商人が数的に他を圧倒していることがわかる。また、『淀江町誌』によると、淀江での木綿積登せは化政期以降本格化し、上方と取引のあった長尾屋善右衛門・長尾屋新助なる商人が嚆矢だという。そのほかに福本屋清兵衛・吉野屋善三郎・藤沢屋富蔵など少なくとも五名の木綿商人が上方と取引していたことも指摘しており、「競ツテ坂地ト直接取引ヲ開始シ、木綿ノ国外搬出ハ更ニ一段ノ盛況ヲ加ヘ」、仲買人も二〇人以上いたという。⁽⁸⁾ 化政期以降、領内の木綿商人は木綿積登せを積極的に展開しており、倉吉・淀江の登せ商人との競合

は天保期に一層激化していったのである。

彼らは木綿を集荷する機元や買次人から木綿を仕入れていた。最終的な木綿値段は登せ商人と機元・買次人との値段交渉によって決まるため、機元や買次人らは高い値段を付ける商人に売却していた（「便利宜方え売捌」⁹「菟角直段宜方え売払来申候」）。領内で活動する木綿商人については、藩政史料の「在方諸事控」にも記述がみられる。「書状之留帳」と同時期の天保十一年（一八四〇）、伯州の汗入郡には「米子・倉吉・淀江・赤碕其外所々之商人」、日野郡には「米子・淀江・浜ノ目其外在々之商人」が入り込んで木綿を買い取り、上方に積み登せていたとされており、越後屋側の史料の記述と一致する。汗入では赤碕の商人（ここには越後屋の買宿西紙屋が含まれているであろう）、日野郡では浜ノ目の商人も活動しているため、地域的な棲み分けもあったことがうかがえる。汗入郡では、流通統制の中止後、商人が多数入り込んできて木綿を勝手次第に買い取り、京・大坂に登せている。船手もそれぞれの取引先に送付している。自然と織り出し木綿も増加して「下方為筋」（百姓らの利益）になっている（「先年之通所々之商人入込、勝手次第ニ買取、京・大坂又者所々船手へ銘々引合所仕置、相捌候趣ニ御座候而、菟角買入多数入込買取候付、自然出来木綿相増、下方為筋ニ奉存候」¹⁰）。日野郡でも、流通統制の中止後、各地からやってくる商人に自由に木綿を売りさばき、自然と木綿相場も高騰していくので、百姓らは木綿織りに励み、多くの収入を得ていた（「以前之通所々之商人共江自由ニ売捌、おのつから直段引立付而者、一統織出しを相励、大分之稼ニも相成申候」¹⁰）。登せ商人らの大量の木綿仕入によって、木綿値段が高騰し、生産量も増え、百姓らの利益となり、木綿生産が西伯地域における主要産業の一角なしている様子がわかる。またすでに述べたように、彼らは上方の木綿市場の様子を伯州に伝える役目も担っていた。たとえば、「倉吉・淀江為登商人一両日以前致帰国御地大坂共伯州木面払底之趣風聞有之、又々買入多く相成、自然与押方も利兼買方致憎く候」（天保九年十二月七日、五番状）とあり、倉吉・淀江の登せ商人が荷物を持ち登る際に上方の相場や木綿の売れ行きを

見分し、帰国後に上方の様子を踏まえて次の集荷を行っていたことがうかがえる。登せ商人は大坂の伯州木綿払底状況を現地に伝え、こぞって木綿集荷をするため、木綿相場の抑えも効かなくなり、越後屋の買宿での仕入は一層困難をきわめるのである。

前述した船手商人は「彼地来春ニ至候ハ、船手買ニ而自然相庭引上り可申候」（同右）とあるように、春になり、日本海の荒波が収まる頃から仕入にやってくる。下り荷物としてあるいは登せ荷物として木綿を買い積みするのであるが、彼らの仕入もまた木綿相場を引き上げていた。

（2） 在地からみた三井の動向

前項「在方諸事控」の記事は新たな流通統制の実施の是非を各郡の地方役人らに諮問し、木綿の生産量や登せ商人の活動実態について答えさせたものである。特に東伯地域の河村郡・久米郡（倉吉が所在）・八橋郡（買宿西紙屋の本拠地・赤碕が所在）に対しては、越後屋（三井）の活動状況についても報告させている。

河村郡 年間木綿生産量が約三万五〇〇〇疋（七万反）であり、郡内の仲買が村々の機元を訪れて木綿を仕入れたり、郡内で木綿を売り廻っている機元や仲買から買い仕入れている。仲買は二四軒から二五軒ほどで、機元は値段の良い仲買に自由に売り払っていたという。そして仲買は登せ商人を介して京・大坂の木綿問屋に木綿を登せるのだが、事前に銀を受け取っていて、登せた木綿に対して口銭をもらう者もいたという。越後屋と西紙屋の関係と同じように他の木綿商人の中にも、上方の他の木綿問屋と同様の関係を築いて木綿仕入と積登せを行っている者がいたのである。また、河村郡では「三井手代」がやってきて買い取る場合もあるとしている。第2表の買子担当地域には河村郡に所在する村は見えないが、買子らが巡回して木綿を仕入れる場合もあったことがわかる。越後屋以外にも郡内の仲買や機元から倉吉の木綿問屋に渡す場合もあったという。これが越後屋と直接競合関係にあった木綿登せである。河村郡の場合、仲買が

木綿を仕入れて複数ルートで売却していた。直接大坂木綿問屋に登せる場合もあったが、西紙屋の買子が仲買のもとを訪れて木綿を仕入れたたり、倉吉木綿問屋に売却したりする場合も多かったであろう。

久米郡 年間木綿生産量が約六万疋（一二万反）であり、場合によっては七万疋（一四万反）も可能であるとする。前述の河村郡・後述の八橋郡と比較して圧倒的な木綿生産量を誇る郡である。上方に送る木綿について、倉吉の仲買が相応に引き合うような値段で売捌きをしており、木綿を郡内で売る者や上方に回す者はいないとする。そして、倉吉仲買との価格交渉によって折り合わない場合については、村々の機元間での相談の上で、勝山か津山に送って売りさばくこともあるという。久米郡では倉吉仲買が一手に木綿取引を担っており、価格交渉の推移次第で機元らの判断で隣領に送る場合もあったのである。ここで、久米郡は越後屋の活動状況を報告していない。しかし、第2表の北条は久米郡に所在し、越後屋の重点仕入地であった。実態としては、越後屋の買子が特定地域に入り込んで仕入活動を行っているのである（ただし、直仕入開始当初は倉吉に代買を置いて木綿仕入を行っていたが、寛政年間以降代買ではなく倉吉の商人

分)				(単位 反)
10月	11月	12月	合計	
		4,800	55,500	
		4,800	21,680	
			20,160	
		5,600	16,000	
1,050	1,200	1,440	13,940	
		1,920	4,960	
			4,560	
		320	3,360	
			2,880	
			2,480	
		480	1,600	
			1,440	
			1,120	
			480	
			160	
1,050	1,200	19,360	150,320	
1	1	7		

書状からみた三井越後屋の伯州木綿仕入（下向井）

第5表 「久原・山口両御番所出入荷物改帳控」にみえる出荷木綿反数（天保5年）

	正月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
倉吉魚町 清谷屋甚兵衛	28,300			9,600			2,400	6,400	4,000
八橋郡赤碓村 彦三郎		7,440		5,600	3,840				
倉吉東仲町 綿屋平右衛門	5,600			8,000			3,360		3,200
倉吉東仲町 綿屋清右衛門	10,400								
倉吉西町 御座屋弥兵衛	1,050			5,600	1,440		960	1,200	
倉吉東岩倉町 淀屋孝助							2,080	960	
倉吉東岩倉町 淀屋恒三郎	480			2,400					1,680
倉吉東岩倉町 越後屋彦兵衛	720			960				480	880
倉吉東岩倉町 淀広屋次助	960			960					960
倉吉西仲町 徳嶋屋弥兵衛				2,000			480		
倉吉西仲町 檜皮屋五三郎				1,120					
倉吉横町 須屋元三郎	1,440								
倉吉河原町 中野屋伝右衛門				1,120					
倉吉東岩倉町 山田屋兵左衛門				240	240				
倉吉河原町 砂屋長三郎					160				
合計	48,950	7,440	0	37,600	5,680	0	9,280	9,040	10,720
出荷軒数	8	1	0	11	4	0	5	4	5

出所) 「久原・山口御番所出入荷物改帳控」(『鳥取県史』第8巻 近世資料、1977年、628～644頁)。

注) 太線囲みの「八橋郡赤碓村彦三郎」が越後屋の買子彦三郎である。

(仲買) から買う方式に転換している⁽¹³⁾。

八橋郡 年間木綿生産量は約一万七〇〇〇疋(三万四〇〇〇反)であり、他の二郡に比べると生産量は少ない。木綿の上方送りは、買入(仲買)が村々の機元を回って木綿を買い集めて、三井の出買(西紙屋)に渡す場合と、倉吉・八橋・赤碕の仲買が買い集めて、仲買人から上方に登せる場合があり、機元らは引き合いの良い方(価格交渉の上で高値を付けた方)に売りさばいていたという。前者は第2表に掲げている西紙屋の「見世買」であろう。第2表の徳方・金市は八橋郡内にあるため、買子を送り込んで仕入を行わせる場合もあったのだが、西紙屋の八橋郡での木綿集荷は「見世買」がメインであったのだろう。八橋郡での木綿集荷においても、登せ商人と取引のある倉吉の仲買が入り込んで木綿の仕入を行っており、越後屋の仕入の脅威となっていたことがわかる。そして販売の選択権は郡内の機元側にあり、越後屋はなおさら苦戦することになっていたのである。

(3) 倉吉商人と西紙屋の登せ木綿

越後屋では伯州木綿の輸送に、大廻し・岡山廻し・因州廻し・福山廻しなどのルートを用いており、越後屋ではこのうち岡山廻しを多用していた。これは勝山まで陸路で送り、そこから旭川を川船で下って岡山に出て、岡山から海路で大坂に運ぶものであった。岡山廻しは勝山以南を川下りできるため、他の陸上輸送ルートよりも輸送日数が短く、駄賃も安価であった。倉吉商人も同様に岡山廻しを多用していたものと思われる。この岡山廻しについて、ルート上にある鳥取藩の山口番所・久原番所を通った天保五年の各種移出入品の記録がある。前頁の第5表は移出品の中から木綿のみ抽出して商人別・月別に整理したものである。一五名の商人の内、赤碕村彦三郎が西紙屋の買子で、残り一四名は全て倉吉商人である。正月から十二月までの間に木綿一五万反を移出している。月別にみた場合、正月(四万八〇〇〇反余)、四月(三万七〇〇〇反余)、十二月(一万九〇〇〇反余)、九月(一万反余)の順番に通過量が多い。このうち二万一〇

第6表 登せ商人の久原・山口番所通過日

		1月13日	1月15日	1月19日	1月25日	2月24日	4月4日	4月6日	4月8日	4月16日	5月3日	5月14日	5月22日	7月8日	8月17日	8月27日	9月25日	10月8日	11月19日	12月4日	12月15日	12月21日		
倉吉魚町 清谷屋甚兵衛	山口	●		●						●				●	●		●				●			7
八橋郡赤碕村 彦三郎	山口					●		●					●										●	4
倉吉東仲町 綿屋平右衛門	山口				●									●			●							3
倉吉東仲町 綿屋清右衛門	山口	●								●												●		3
倉吉西町 御座屋弥兵衛	山口		●						●		●			●		●		●	●			●		8
倉吉東岩倉町 淀屋孝助	山口													●	●							●		3
倉吉東岩倉町 淀屋恒三郎	山口	●								●							●							3
倉吉東岩倉町 越後屋彦兵衛	山口	●								●					●		●					●		5
倉吉東岩倉町 淀広屋次助	山口	●								●							●							3
倉吉西仲町 徳嶋屋弥兵衛	山口									●				●										2
倉吉西仲町 檜皮屋五三郎	山口									●												●		2
倉吉横町 須屋元三郎	山口	●																						1
倉吉河原町 中野屋伝右衛門	山口						●																	1
倉吉東岩倉町 山田屋兵左衛門	久原						●						●											2
倉吉河原町 砂屋長三郎	山口												●											1
		6	1	1	1	1	2	1	1	7	1	2	1	5	3	1	5	1				5	1	1

出所) 「久原・山口御番所出入荷物改帳控」(『鳥取県史』第8巻 近世資料、1977年、628～644頁)

注) 太線囲みの「八橋郡赤碕村彦三郎」が越後屋の買子彦三郎であろう。

〇〇反が越後屋の荷物で、数量としては最大の輸送量を誇る倉吉の清谷屋甚兵衛（五万五〇〇反）に次ぐ。越後屋の荷物は二・四・五・十二月に集中し、輸送量は二月、四月、十二月、五月の順番に多い。他商人は一・四・十二月に集中している。十二月・一月は織り出し開始時期のため、織り出されたばかりの木綿を一斉に送り出しているであろう。「書状之留帳」には木綿の積出数も記載されている。例えば、天保五年秋の二番状（十一月十七日）から六番状（十二月十七日）にかけて、六つに分けて木綿荷物が書き上げられているが、このうち五つ分の荷物六〇箇（四八〇〇反）は、第5表十二月分と一致する。残りの一つ分一五箇（二二〇〇反）は翌年に輸送したのである。前頁の第6表は番所を通過した日付別にまとめたものである。倉吉商人の中には少ない時で二人、多い時で七人が同日に番所を通過している者がいる。御座屋弥兵衛のように八回の番所通過のうち他商人と同時に通過したのは一回のみの者もいるが、倉吉商人らの多くは連携して一度に大量の木綿を上方に送る態勢を取っていたのであろう。

(1) 「書状留」嘉永三年三月十五日、一番状（鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋二五）。

(2) 山中前掲論文、一八八頁。寛政四年の越後屋の史料にも「海辺不猟在之候へ者木綿出方過分ニ可在之取沙汰之由、右ニ付而者相場迎も下落可致」とあるように海辺でも不漁であるため、木綿の生産数が過分となっていて、相場も下落するだろうという記述があり、漁民も漁のできない時期には木綿織りをしていたことがうかがえる（「書状下書」三井文庫所蔵史料 本一四七四―三八）。

(3) なお、越後屋と買宿西紙屋には木綿仕入に関する史料は残っているが、綿加工の工程については史料が無く明らかにできないため、本稿では扱わない。今後の課題としたい。

(4) 賀川前掲書四〇五〜四〇八頁。

(5) その他、「去ル十八日、市より江戸下之播州商人并船手方入込何れ之庭所も調子克買立」（天保九年四月二十一日、九番

状」とあるように、雲州木綿を仕入れる播州商人の中には江戸下し荷物を扱っている者もいた。嘉永期・安政期、播州商人の中には雲州の木綿商人から大量の直買を行っている者もいたという（西向宏介「近世後期の特産物をめぐる政策と流通」吉田伸之編『流通と幕藩権力』山川出版社、二〇〇四年、一〇七頁）。

(6) 下向井前掲論文二〇一三年、三七〜三九頁。寛政年間には登せ荷物不足をどのように補うかという文脈で倉吉商人が引き合いにだされ、倉吉商人から木綿を購入すればよいのではないか、という意見も出されている。

(7) 『新修倉吉市史』（一九九五年、三六〇〜三六六頁）。

(8) 『淀江町誌』（近世の章第六節「商業・産業」、遠藤忠・畠中弘・陶山徹執筆担当、一九八五年、四九八〜五〇二頁）、
「木綿ノ上方為登」（『淀江町史』（稿本）、その一第七章第二節、米子市立山陰歴史館所蔵史料）。

(9)〜(12) 「在方諸事控」天保十一年七月十日『鳥取県史』第一一巻近世史料、一九八一年、一三六七〜一三六八頁）。

(13) 下向井前掲論文二〇一二年（第3表）、同二〇一三年（第7表）。出所は「尾印勤要記」（三井文庫所蔵史料 本一五二六）。

(14) このうち、大廻し・岡山廻し・因州廻しについては下向井前掲論文二〇一二年（五七頁）でも簡単に触れた。なお伯州木綿の輸送については別稿を準備中である。

三 仕入金確保方法の変化

「書状之留帳」には雲州・伯州商人の上方登せ金を為替取組によって引き受けている記事が多数残っている。越後屋では天明末年以来、木綿仕入金の一部を現地調達していた。その最たるものは鳥取藩の大坂登せ金の為替取組であり、年間金三〇〇〇両程度の仕入金を確保していた。「書状之留帳」にみえる雲伯商人の登せ金の為替取組も木綿仕入金確

保のためのものであろう。本章では「書状之留帳」と越後屋京本店の作成した「金銀仕分帳」という史料を併用して、雲伯商人の登せ金の実態と仕入金確保方法の変化について具体的に明らかにしていく。

1 文政の流通統制までの仕入金調達

筆者がこれまでに明らかにしてきたことも踏まえて、文政の流通統制までの仕入金調達について確認しておく。流通統制以前の仕入金調達方法は、大きく分けて①上方からの持参、②鳥取藩・商人・寺社の上方登せ金の利用、の二つに大別できる。

①としては、買方役が持参する場合や出入の者に託して下す場合があった。例えば天保七年は翌年春に仕入金が不足する見込みであった。買方役は京本店に正金三〇〇両から四〇〇両の追加送付を要請し、京本店は金五〇〇両を出入りの友助に渡して送った。このときの買方役は書状の中で、この下し金は伯州への支出として帳簿に記載してほしいと要望している（天保七年一月二日、一番状）。また、天保十年二月三日には、金六〇〇両を出入の武三郎に託して伯州に送り、伯州から雲州に送って、雲州払いの形で帳簿に記載するようにしている（天保十年二月三日、一番状）。雲州の下し金は、伯州を経由して送っていたことがわかる。

②は現地で正金銀を確保して為替手形を発行し、為替手形をもって上方に登れば、京本店・大坂本店で代銀を渡す方式である。流通統制以前の伯州木綿の仕入では、鳥取藩の国許から大坂への送金を為替で引き受けるものが典型的な例であった。⁽¹⁾すなわち銀札を国許で受け取り為替手形を発行した藩役人に渡す。藩役人が大坂本店に為替手形を持参すると大坂藩屋敷に正銀を納入するというかたちである。これにより越後屋は木綿仕入金を現地で確保できたのである。鳥取藩が流通統制を開始すると、為替での仕入金調達も不要となる。しかし、文政六年（一八二三）に流通統制が中止し、

越後屋も木綿仕入を再開すると、為替を利用した仕入金確保方法にも変化がでてくる。

2 為替取組の場面

ここで「書状之留帳」の登せ金の記載についてみてみよう。例えば、次のようなかたちで出てくる。

〔史料一三〕（天保五年二月二十六日、四番状）

一金三百兩 壹番

右ハ当国汗入郡御来屋、備前屋久左衛門殿持登金

右之通為替取組、右金高於当地槌ニ請取申候ニ付、本手形・添状共相渡し置候得間、御地江相廻り次第無相違御渡候、右金高当方払ニ御建可被成候

これは「書状之留帳」で確認できる最初の登せ金の記事である。まず扱い金額と、半季ごとの通し番号を記載し、登せ金を引き受けた人物と所在地（ここでは御来屋の備前屋久左衛門）を記す。そして、これが為替取組であること、冒頭の金額を買宿で受け取ったので、本手形・添状を発行して久左衛門に渡したこと、京都にこれらの書類が回ってきたら間違いなく持参人に額面通りの金額を渡してほしいこと、ここで渡した金額は京本店から伯州への金銀渡しとして帳簿に記載してほしいことを記している。これまで為替取組による仕入金確保方法を説明してきたが、ここで記載されている内容もおおむね同じ方法と思われる。

買方役や買宿側が為替を取り組む場合、当然ながら登せ金を必要としている商人（↑上方から商人を購入し、上方に

代金を支払わなければならない商人)を見つけてくる必要があった。天保六年(一八三五)春にも備前屋久左衛門の登せ金五〇〇兩を為替で引き受けているが、書状の追啓部分で「本文為替取組候ニ付、当地残銀余分相成候得共、頃日真旬之折柄買銀手支相成候而者買方工面不宜ニ付、右為替取組候儀ニ御座候」(天保六年三月三日、三番状)と記されている。現地の仕入金に余裕のある場合でも、三月は木綿仕入の最盛期で資金が不足しては仕入に支障が出るため、この登せ金を引き受けたという。あらかじめ仕入金を準備しておく際に為替取組を行っていたことがわかる。

天保十二年(一八四一)の早春、現地の買方役が「(雲州・伯州)両国残銀纒なら而ハ無之、且ハ早春ニ而何方ニも為替無之候間、買方思召次第ニ而御相談之上、此度金六七百兩斗御差下可被成候」(天保十二年一月十日、一番状)と書状に記している。雲州・伯州両国の仕入残銀がわずかになっており、早春で現地商人の登せ金も無いため為替も取り組めないことを理由に買方役は京本店の判断にゆだね、金六〇〇兩から七〇〇兩の追加送付を要請している。為替で資金確保できない場合、現金送金で対応するのである。

木綿の仕入は基本的に買方役の滞在中に遂行されるべきもののだが、仕入を達成できない場合もあった。天保九年春、伯州の木綿生産量が伸び悩み、買方役滞在中に京本店・大坂本店からの注文を満たせなかったようである。

〔史料一四〕(天保九年五月十六日、十三番状)

当国木綿織出し無数相成、(買方役ニ名)両人致逗留居候而も無益之儀候、(中略) 諸亦大坂店伯州木面手支困り被居候、当季之所可成外木面ニ而間ニ合候へ共、(五匁)早秋手支ニ相成候間、(七匁)キクサ、よりエ、迄之所千五百反斗追増調為登候様(中略) 御示合有之候間、右員数調送り可申候、併追々織出し無数逗留致候而も買方難出来候ハ、代買申渡、買金之所雲州ニ而為替取組先操差送り候様西台屋頼置而、亦買方一条彦三郎殿へ与得談じ置可申候段、委細被仰聞、致承知候

これは買方役が京本店に宛てて出した書状の中で、京本店からの指示を確認している部分である。京本店は買方役に對して、①すでに伯州での木綿織り出しの無い現状を踏まえ、二名派遣している買方役が二人とも逗留している必要もないこと、②大坂本店に残っている伯州木綿の在庫も少なくなっていること、③京本店では今季の不足分をなるべく他所木綿で補充するが、早秋から在庫が無くなっているの、「キク」銀五匁から七匁の木綿一五〇〇反ほど追加で送ることを指示している。そして、京本店は木綿織り出しが無くなり仕入困難になるであろう現状を踏まえて、④買方役は撤収し仕入残り分は買宿に代買させること、⑤仕入金は雲州で為替取組して伯州に送るよう西台屋に依頼すること、⑥仕入については彦三郎とよく相談すること、も指示している。原則として買宿は買方役の下向していない時に木綿仕入できないのである。そして、買方役撤収後に木綿を仕入れなければならぬ時、買宿が仕入権限を代行する。特に残金が少ない場合、買宿に為替取組の権限を付与し、為替取組による仕入金を確保していたのである。他方雲州では伯州と異なる方法をとっている。

〔史料一五〕（天保十二年二月十九日、六番状）

雲州買方之儀彦兵衛殿へ与得相願、（買方役之名）兩人共伯州表詰切、尤雲州為替取組方之儀、是迄之通請人儀満屋清助殿両判ニ而取斗可被致候様示合置、工夫手違出来不申様駈引可致段、致承知候

これも京本店から買方役への指示に対する買方役の返答である。京本店は、雲州での仕入を買宿の西台屋彦兵衛に任せて買方役二名とも伯州に詰めきりの状態であることを踏まえ、彦兵衛と請人儀満屋清助との両判での手形発行を認め、

工夫し手違いのないように努力することを命じている。彦兵衛と儀満屋の両判での為替取組は、天保十二年一月二十日（二番状）で初めて確認できる。ここから、買方役撤収後だけでなく、買方役の詰められないことの多い雲州では為替取組の実務を西台屋が代行できるようになっていることがわかる。

為替取組についてまとめると以下ようになる。すなわち、①買方役は、持参金や買宿の残余金で木綿仕入し、下し金は仕入開始時にまとめて送付されていた。②仕入金不足が見込まれる場合、為替取組を行って仕入金を確保していた。ただし、為替の組めない場合は追加の下し金で対応していた。③買方役不在時の仕入金調達を為替取組で行う場合もあり、買宿の裁量で手形の発行が可能となった。為替取組の裁量権は買方役にあるが、買方役撤収後は買宿が代行していた。以上をふまえて、次節以降では具体的に為替取組についてみてみよう。

3 雲伯商人の登せ金にみえる仕入金確保のありかた

（1）「書状之留帳」にみえる登せ金

第7表は「書状之留帳」に記載されている登せ金をまとめたものである。天保五年から同十二年までの間に登せ金（為替金とも）八四件を確認できる（ただし、No.4の雲州大坂御蔵屋敷は藩との為替取組であり番号が振られていない。実質的な為替取組は八三件である）。為替に振られている番号から半季に三〇件近い為替を取り組んでいる時が多いことがわかる。ただし、先述のように登せ金に通し番号が振られているものの、書き写されていない書状もあるため登せ金の欠番も多く、登せ金の全てが「書状之留帳」に記録されているわけではない。第7表に残っている為替取組を引き受けた商人の所在地別にみていくと、雲州七〇件、伯州一件、石州二件であり、受取地別に見てみると、大坂本店が五六件、京本店が二二件、残りは不明である。圧倒的に雲州での為替取組が多く、受取地も大坂が京の倍近くを占めて

書状からみた三井越後屋の伯州木綿仕入（下向井）

第7表 「書状之留帳」にみえる為替取組

No.	年		月日	金額(両)	為替取組相手			番号	受取		
1	天保5年午	春	2月26日	300	伯州	汗入郡御来屋	備前屋久左衛門	1	不明		
2		秋	11月26日	300	〃	〃	大山本坊	1	〃		
3			12月12日	350	〃	〃	〃	2	京		
4	天保6年未	春	2月19日	1,000	雲州	〃	雲州大坂御蔵屋敷	無	大坂		
5				3月3日	500	伯州	汗入郡御来屋	備前屋久左衛門	1	〃	
6					70	雲州	松江仲町	勝村屋弥右衛門	25	京	
7					58	〃	〃	木屋源助	26	〃	
8					30	〃	〃	〃	27	〃	
9					200	〃	広瀬新市町	畑屋与市	28	大坂	
10			5月19日	80	〃	松江百姓町	佐田屋与右衛門	31	京		
11				100	〃	〃	伊野屋喜助	32	大坂		
12		秋		11月25日	825	伯州	〃	大山本坊	1	不明	
13				12月12日	275	〃	〃	〃	2	〃	
14	天保7年申	春	3月3日	17	雲州	下岡田村	本寿寺	15	京		
15						150	〃	平田	原屋彦右衛門	16	〃
16						40	〃	松江八軒屋町	米屋官助	17	〃
17						50	〃	天神町	玉造屋十右衛門	18	〃
18						40	〃	〃	油屋市郎右衛門	21	〃
19						150	〃	平田	高橋屋新右衛門	19	〃
20					250	〃	杵築	和泉屋助右衛門	20	大坂	
21				3月22日	60	〃	松江天神町	山根屋惣右衛門	27	〃	
22						20	〃	〃	福村屋弥右衛門	28	京
23						25	〃	〃	〃	30	大坂
24					130	〃	〃	菊屋立藏	29	〃	
25				30	〃	木次	出来屋和平	31	京		
26				240	〃	〃	〃	32	大坂		
27			4月22日	800	伯州	汗入郡御来屋	備前屋久左衛門	2	〃		
28					60	雲州	松江芋町	小豆屋甚七	33	京	
29					35	〃	三石郡白石村	西城寺	34	〃	
30		5月3日	350	〃	杵築町	和泉屋助右衛門	37	大坂			
31	天保8年酉	春	2月10日	50	雲州	松江中町	武志屋立藏(ママ)	4	大坂		
32						150	〃	平田	高橋屋新右衛門	5	〃
33						160	〃	〃	広屋和四郎	6	〃
34						100	〃	松江百姓町	佐田屋与右衛門	7	京
		秋	—	—	—	—	—	—			
35	天保9年戌	春	2月18日	40	雲州	松江京店	小西屋次左衛門	3	大坂		
36						30	〃	〃	〃	5	〃
37						150	〃	松江百姓町	佐田屋与右衛門	4	京
38						100	京都	六角高倉西入ル	近江屋太兵衛	6	〃
39				4月21日	200	雲州	松江天神町	玉造屋十右衛門	25	大坂	
40						100	〃	〃	〃	26	京
41			閏4月3日		55	〃	〃	菊屋立藏	27	大坂	
42					180	〃	大原郡加茂町	岩倉屋平六	28	〃	
43					220	〃	出雲郡直江町	高橋屋市兵衛	29	〃	
44					閏4月17日	120	〃	広瀬	畑屋伊兵衛	30	〃

No.	年		月日	金額(両)	為替取組相手			番号	受取
45	天保9年戊	秋	12月2日	1,060	伯州		大山本坊	1	京
46			12月7日	136	〃		〃	2	〃
47	天保10年亥	春	3月24日	250	雲州	平田	大坂屋利兵衛	27	大坂
48				230	〃	〃	高橋屋儀三郎	28	〃
49				200	〃	松江京店	新屋庄兵衛	29	〃
50				220	〃	松江仲町	室屋紋兵衛	30	〃
51				150	〃	〃	武志屋立蔵(ママ)	31	〃
52				250	〃	松江京店	勝部屋幸四郎	32	〃
53				50	〃	松江芋町	小豆屋甚七	33	〃
		秋	—	—	—	—	—	—	
54	天保11年子	春	2月19日	180	雲州	平田	大坂屋利兵衛	5	大坂
55				250	〃	〃	杵築屋助右衛門	6	〃
56				190	〃	今市町	米原屋弥助	7	〃
57				220	〃	平田	高橋屋新右衛門	8	〃
58			5月3日	180	〃	神門郡大津町	松江屋たえ	22	〃
59				210	〃	神門郡東郷村	東満寺納所増右衛門	23	〃
60				220	〃	出雲郡直江町	高橋屋市兵衛	24	〃
		秋	—	—	—	—	—	—	
61	天保12年丑	春	1月20日	300	雲州	松江京店	小西屋次左衛門	1	大坂
62				50	〃	〃	〃	2	〃
63				25	〃	〃	〃	3	〃
64			閏正月3日	200	〃	松江	新屋庄兵衛	4	不明
65			閏正月20日	30	〃	杵築	谷田屋悟平	5	〃
66			3月3日	290	伯州	米子	加嶋屋治郎右衛門	1	大坂
67				180	〃	淀江	米屋彦右衛門	2	〃
68				180	雲州		原屋彦右衛門	12	〃
69				280	〃	松江天神町	玉造屋十右衛門	13	〃
70				240	〃	直江	高橋屋市兵衛	14	〃
71				50	〃	松江京店	小櫛屋丈助	15	〃
72				350	石州	太田町	為四郎	16	〃
73			450	〃	〃	金四郎	17	〃	
74			3月22日	46	雲州	出雲郡出西村	専立寺納所留蔵	18	〃
75				200	〃	広瀬	畑屋伊兵衛	19	〃
76				255	〃	大原郡加茂町	岩倉屋平六	20	〃
77				323	〃	松江立町	大嶋屋新四郎	21	〃
78				270	〃	杵築	和泉屋助右衛門	22	〃
79			68	〃	仁多郡三成村	黒田寿市	23	〃	
80			4月3日	275	〃	楯縫郡小境村	一畑寺納所熊八	24	〃
81	230	〃		松江天神町	紙屋佐助	25	〃		
82	195	〃		松江仲町	木屋源助	26	〃		
83	5月3日	180	〃	大原郡木次町	出来屋和平	27	〃		
84		50	〃	〃	〃	28	京		
		秋	—	—	—	—	—	—	

出所)「書状之留帳」(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料24)。

注) 1. 「番号」は史料中で登せ金に振られている番号である。

2. No. 4の雲州蔵屋敷は通常業務としての登せ金ではないと思われるが、ここに記載した。

いる。雲州商人の所在地をみてくと、城下町松江や杵築の商人が目につく。逆に越後屋の雲州買宿のある平田の商人は数人みえるのみで極めて少ない。金額別にみていくと、伯州大山本坊の金一〇六〇両が最高額（No.45）で、雲州下岡田村本寿寺の金一七両が最少額（No.14）である。第7表に示した為替取組はいずれも正金で行っている。これにより越後屋側は藩札相場の下落の影響を受けることはなかったものと思われる。傾向として、伯州関係者は件数は少ないものの、一件あたりの取り扱い額が多い。他方、雲州関係者の登せ金は、一件ずつ小さいが、数多く取り組んでいる。一部の大口取引先が多い伯州と、少額取引を含めた数多くの為替を扱う雲州とあり、天保期において、越後屋では仕入開始時に資金不足が見込まれる場合、伯州での為替取組でまとまった額を確保し（特に大山本坊との為替取組が大きい）、雲州で為替取組を行い仕入金の補填にあてることが多かったであろう。

（2）「金銀仕分帳」にみえる登せ金

これは、京本店に残っている「金銀仕分帳」からも明らかにすることができる。まず金銀仕分帳について簡単に触れておきたい。これは江戸本店・向店・芝口店や大坂本店から京本店への呉服代金の為替送金や正金為替、あるいは利息出入の項目などを半期ごとに記帳したものであり、享保十年から明治五年まで一番から二八番が存在していたが、この内一番・一三番・一六番・一九番・二〇番の六冊が現存しない。本稿では「書状之留帳」の時期と合致する冊のみ使用している。雲伯商人の登せ金は、「大坂本店為替入」の項目に含まれている。この項目に記載されるのは、大坂本店が京本店の支払いを立て替えた金銀額である。そのため、「書状之留帳」に出てくる登せ金の内、大坂受取の金額について把握することができる。逆に京受取の登せ金については現時点でどの帳簿に記載されているのか確認できていない。また帳簿に記載する過程で個別商人の名前が書かれているケースもあるが、「伯州為替」「雲州為替」と記されているものもあり、具体的な商人がわからないものも多い。しかし、伯州・雲州商人の登せ金の総額をある程度継続的に把握で

きる点は重要である。以下、「金銀仕分帳」を基礎に、「書状之留帳」を補足的に使いながら、登せ金についてみていき
たい。

第8表は天保六年（一八三五）から嘉永四年（一八五二）までの大坂本店支払い分の登せ金の銀額である。春秋毎に
まとめた。大きく、西紙屋佐兵衛引請の登せ金・西紙屋源助引請の登せ金⁵⁾・伯州為替・伯州商人の登せ金（以上伯州）、
西台屋彦兵衛引請の登せ金・西台屋岩次郎引請の登せ金・雲州為替・雲州商人の登せ金・松江藩関係（以上雲州）に分
けられる。このうち、伯州商人・雲州商人は帳簿に個別人名が書かれているものを一括した。これをみていくと、登せ
金の最高額は天保十二年（一八四二）春の銀三〇七貫目余、最小は天保八年（一八三七）の銀二貫目余である。後者は
不況の影響によって木綿取引も不調の時期である。既にこの時期、伯州の登せ金が少ない。雲州為替・雲州商人の為替・
雲州買宿西台屋彦兵衛引請の為替が主軸となっている。表の最下部に各項目ごとの合計値を記載しているが、金額では
伯州買宿西紙屋佐兵衛（銀一一三貫目余）・源助（銀六貫目余）よりも雲州買宿西台屋彦兵衛（銀七五四貫目余）・岩次
郎（銀三九七貫目余）の取り扱い額が圧倒していることがわかる。伯州為替（銀一五四貫目余）と雲州為替（銀九三三

(単位 銀/貫目)

雲州商人	松江藩 関係	合計
85.09		117.30
24.15		78.55
57.46		209.58
9.15		26.20
		2.43
2.48		48.96
109.71		117.11
		261.16
		181.67
13.38	20.00	93.57
32.99	68.53	210.51
6.85		133.93
21.56		307.64
26.22	150.26	197.54
22.14	50.32	103.62
		22.44
		146.60
32.24	129.40	217.32
56.05	64.50	135.30
	63.90	167.71
8.00		51.65
	96.10	207.09
		136.49
22.43	115.34	228.09
		87.73
6.39		94.57
22.07		81.10
21.69		124.36
26.15		71.45
		0.00
56.17		92.25
		55.52
3.13		3.13
14.23		14.23
679.72	758.35	4,026.79

書状からみた三井越後屋の伯州木綿仕入（下向井）

第8表 「金銀仕分帳」にみえる雲伯関係の大坂本店支払い①

年		伯州				雲州		
		西紙屋 佐兵衛	西紙屋 源助	伯州為替	伯州商人	西台屋 彦兵衛	西台屋 岩次郎	雲州為替
天保6年未	春				32.21			
	秋							54.40
天保7年申	春				99.51			52.61
	秋							17.05
天保8年酉	春					2.43		
	秋							46.48
天保9年戌	春					7.39		
	秋					261.16		
天保10年亥	春	47.04				134.63		
	秋					60.19		
天保11年子	春			49.68		59.31		
	秋							127.08
天保12年丑	春							286.08
	秋				18.87	2.18		
天保13年寅	春					19.14		12.03
	秋							22.44
天保14年卯	春							146.60
	秋							55.69
天保15年辰	春				14.75			
	秋				4.52	99.29		
弘化2年巳	春					43.65		
	秋	8.31				64.81	37.88	
弘化3年午	春	6.42					130.07	
	秋						90.33	
弘化4年未	春	14.70					73.04	
	秋	14.70		12.78			6.39	54.32
嘉永元年申	春		6.40	52.64				
	秋			17.86	22.30		41.45	21.05
嘉永2年酉	春	22.33		21.05	1.91			
	秋							
嘉永3年戌	春				36.08			
	秋						18.33	37.19
嘉永4年亥	春							
	秋							
合計		113.49	6.40	154.01	230.13	754.18	397.49	933.01

出所 「金銀仕分帳」（三井文庫所蔵史料 本1811～本1813）。

貫目余)との比較でも圧倒的に雲州為替が多い。またこの時期、松江藩関係の為替(銀七五八貫目余)が見えるのに対し、鳥取藩関係の為替は見られない。伯州商人・雲州商人は明確に商人名のわかっている項目だが、伯州商人(銀二三〇貫目余)と雲州商人(銀六七貫目余)とを比較しても圧倒的に雲州商人の取り扱い額が大きい。第9表に「書状之留帳」と「金銀仕分帳」に記載されている商人を国ごとに分けて列挙した。「書状之留帳」は天保五年から同十二年、「金銀仕分帳」は寛政二年から嘉永四年と、幅に差はあるが、確認できるかぎり七九名の伯州・雲州の商人・寺社等の登せ金を引き受けているが、やはりその大半が雲州商人であった。

これを時期をずらしてみよう。第10表は寛政五年から寛政十年のもの、第11表は文政六年から文政十年のものである。第10表では、寛政六年春に雲州商人への銀六貫目余の支払いがあるのみで、ほぼ全て伯州からの登せ金への支払いである。寛政十二年に雲州に買宿を置いて直仕入を始めるため、それ以前は雲州商人との為替取組の関係はほとんど無かった。西紙屋佐兵衛に関する支払いが合計銀一二三貫目余、伯州為替が合計銀一〇三三貫目余であり、伯州為替の半分の支払額を見ても、天保から嘉永期よりも額面が大きいの。興味深いのは伯州為替が寛政七年秋から連続して現れており、しかも銀額がそれ以前の為替取組よりも格段に増えていることであろう。寛政七年以降、越後屋の江戸向店・大坂本店では廉価木綿の需要増大に対応して、伯州木綿の注文数を増加させていた。そのため、京本店では寛政七年以降、伯州木綿の注文数が激増し、西紙屋では仕入数を確保できない事態すら発生する⁽⁶⁾。この大量発注を受けて現地での至急の仕入金確保のために急速に利用され始めたのが民間の登せ金の為替取組だったのである。それ以前にも為替取組は利用されていたが、金額的に大規模になっていくのはこの時だったと思われる。これ以降銀額が一〇〇貫目を越えるケースが増えており、現地での資金調達方法に変化が起きていることを示している。

第11表では、文政六年(一八二三)春に伯州為替、文政九年(一八二六)春と文政十年(一八二七)秋に西紙屋佐兵

第9表 確認できる為替取組の相手

No.	地域	名前	書状之 留帳	金銀 仕訳帳	No.	地域	名前	書状之 留帳	金銀 仕訳帳
1	伯州	加嶋屋次郎右衛門	●	●	42	雲州	米屋与助		●
2	〃	小松屋弥助		●	43	〃	西城寺	●	
3	〃	米屋勘四郎		●	44	〃	佐田屋与右衛門	●	●
4	〃	米屋彦右衛門	●	●	45	〃	三步市村勘兵衛		●
5	〃	大山本坊	●		46	〃	庄屋久兵衛		●
6	〃	田中屋権次郎		●	47	〃	新屋庄兵衛	●	●
7	〃	難波屋次兵衛		●	48	〃	新屋新兵衛		●
8	〃	備前屋久左衛門	●	●	49	〃	新屋忠次郎		●
9	雲州	畑屋与市	●		50	〃	菅沢屋和三郎		●
10	〃	小豆屋甚七	●	●	51	〃	専立寺納所留蔵	●	
11	〃	油屋市郎右衛門	●	●	52	〃	高橋屋市兵衛	●	●
12	〃	飯石郡勘兵衛		●	53	〃	高橋屋新右衛門	●	●
13	〃	和泉屋助右衛門	●	●	54	〃	丈山屋平兵衛		●
14	〃	泉屋政市		●	55	〃	田中屋源三郎		●
15	〃	一畑寺納所熊八	●		56	〃	谷田屋鉄兵衛		●
16	〃	伊野屋喜助	●		57	〃	谷田屋悟平	●	
17	〃	岩倉屋平六	●	●	58	〃	玉造屋十右衛門	●	●
18	〃	大坂屋利七		●	59	〃	出来屋和兵衛・出来 屋和十郎・出来屋権 兵衛・出来屋権助	●	●
19	〃	大坂屋利兵衛	●		60	〃	中村武右衛門		●
20	〃	大島屋伊左衛門		●	61	〃	中村屋小七郎		●
21	〃	大島屋新四郎	●	●	62	〃	畑屋伊兵衛	●	●
22	〃	岡崎屋長兵衛		●	63	〃	勝部屋幸四郎	●	
23	〃	加源屋助三郎		●	64	〃	原屋彦左衛門		●
24	〃	加嶋屋久左衛門		●	65	〃	原屋文七		●
25	〃	勝村屋弥右衛門	●		66	〃	東満寺納所増右衛門	●	
26	〃	神門屋卯兵衛		●	67	〃	広屋和四郎	●	
27	〃	紙屋佐七・紙屋佐助	●	●	68	〃	福村屋弥右衛門	●	●
28	〃	神原屋佐四郎		●	69	〃	武志屋立蔵(ママ)	●	
29	〃	菊屋立蔵(辰蔵)	●	●	70	〃	本寿寺	●	
30	〃	杵築屋助右衛門	●		71	〃	松江屋たえ	●	
31	〃	木屋源助	●	●	72	〃	室屋紋兵衛	●	
32	〃	木屋源次郎		●	73	〃	山根屋惣右衛門	●	●
33	〃	京屋九兵衛		●	74	〃	米原弥助・米原弥兵衛		●
34	〃	原屋彦右衛門	●	●	75	〃	米原屋弥助	●	
35	〃	久津名屋新三郎		●	76	〃	綿屋弥平		●
36	〃	久津名屋安助		●					
37	〃	車屋久右衛門		●	77	石州	金四郎	●	
38	〃	黒田寿市	●		78	〃	常四郎	●	
39	〃	小櫛屋丈助	●	●	79	京都	近江屋太兵衛	●	
40	〃	小西屋次左衛門	●	●					
41	〃	米屋官助	●						

出所)「金銀仕訳帳」(三井文庫所蔵史料 本1805~本1806、本1809、本1811~本1813)。「書状之留帳」
(鳥取県立博物館所蔵史料 西紙屋資料24)

第10表 金銀仕分帳にみえる雲伯関係の大坂本店支払い② (単位 銀/貫)

年	西紙屋 佐兵衛	西紙屋 源助	伯州 為替	伯州 商人	西台屋 彦兵衛	西台屋 岩次郎	雲州 為替	雲州 商人	松江藩 関係	合計
寛政5年丑春			56.18							56.18
寛政5年丑秋	40.09									40.09
寛政6年寅春	6.82							6.45		13.27
寛政6年寅秋	10.16									10.16
寛政7年卯春	24.00									24.00
寛政7年卯秋			178.20							178.20
寛政8年辰春			120.00							120.00
寛政8年辰秋			72.00							72.00
寛政9年巳春	36.00		54.00							90.00
寛政9年巳秋			300.00							300.00
寛政10年午春	6.00		162.00							168.00
寛政10年午秋			90.00							90.00
合計	123.07	0.00	1,032.38	0.00	0.00	0.00	0.00	6.45	0.00	1,161.91

出所)「金銀仕分帳」(三井文庫所蔵史料 本1805~本1806)。

第11表 金銀仕分帳にみえる雲伯関係の大坂本店支払い③ (単位 銀/貫)

年	西紙屋 佐兵衛	西紙屋 源助	伯州 為替	伯州 商人	西台屋 彦兵衛	西台屋 岩次郎	雲州 為替	雲州 商人	松江藩 関係	合計
文政6年未春			65.00					9.00		74.00
文政6年未秋					99.90		50.00			149.90
文政7年申春					12.00			132.20		144.20
文政7年申秋					12.30		85.00			97.30
文政8年酉春					25.00		17.20	17.00		59.20
文政8年酉秋							50.00			50.00
文政9年戌春	4.85							118.00		122.85
文政9年戌秋								57.00		57.00
文政10年亥春								58.50		58.50
文政10年亥秋	12.94						50.00	72.00		134.94
合計	17.79	0.00	65.00	0.00	149.20	0.00	252.20	463.70	0.00	947.89

出所)「金銀仕分帳」(三井文庫所蔵史料 本1809)。

第12表 為替取組額と木綿仕入額の比較

（単位 銀/貫目）

年	雲伯木綿合計			伯州木綿			雲州木綿		
	為替取組 雲伯合計	雲伯木綿 仕入額	割合	為替取組 伯州分	伯州木綿 仕入額	割合	為替取組 雲州分	雲州木綿 仕入額	割合
天保6年未	195.85	575.083	34%	32.21	283.228	11%	163.64	291.855	56%
天保7年申	235.78	676.180	35%	99.51	255.463	39%	136.28	420.718	32%
天保8年酉	51.39	200.281	26%	0.00	19.269	0%	51.39	181.012	28%
天保9年戌	378.27	787.176	48%	0.00	336.360	0%	378.27	450.817	84%
天保10年亥	275.24	435.185	63%	47.04	379.269	12%	228.20	55.916	408%
天保11年子	344.43	672.851	51%	49.68	360.093	14%	294.75	312.758	94%
天保12年丑	505.18	767.076	66%	18.87	392.556	5%	486.31	374.520	130%
天保13年寅	126.06	482.959	26%	0.00	314.754	0%	126.06	168.206	75%
天保14年卯	363.92	742.946	49%	0.00	446.140	0%	363.92	296.806	123%
天保15年辰	303.01	172.344	176%	19.26	124.020	16%	283.74	48.324	587%
弘化2年巳	258.74	518.996	50%	8.31	286.016	3%	250.44	232.979	107%
弘化3年午	364.58	525.232	69%	6.42	239.107	3%	358.16	286.125	125%
弘化4年未	182.31	597.757	30%	42.17	335.020	13%	140.13	262.737	53%
嘉永元年申	205.46	493.197	42%	99.19	313.111	32%	106.26	180.086	59%
嘉永2年酉	71.45	297.325	24%	45.30	186.797	24%	26.15	110.528	24%
嘉永3年戌	147.77	483.961	31%	36.08	271.389	13%	111.69	212.572	53%
嘉永4年亥	17.36	279.763	6%	0.00	116.982	0%	17.36	162.781	11%
合計	4,026.79	8,708.31		504.04	4,659.57		3,522.75	4,048.74	
平均	236.87	512.25	49%	29.65	274.09	11%	207.22	238.16	121%

出所)「金銀仕分帳」(三井文庫所蔵史料 本1811~本1813)。「木綿方目録集」(三井文庫所蔵史料 本679・680)。

衛への支払いがあるのみで、残り全て雲州関係の支払いとなっている。第一章で述べたように、文政八年（一八二五）までは伯州での仕入中止により、伯州での為替取組もほとんど中止していたのであろう。寛政年間の伯州関係の為替取組を代替していたといえよう。第12表に天保六年（一八三五）から嘉永四年（一八五二）の為替取組額と、雲伯木綿の仕入額を並べ、仕入額に対する為替額の割合をまとめた。雲伯木綿全体では、仕入額に対する為替額は平均四九パーセントであり、仕入額全体の約半分を為替で賄っていることがわかる。天保十五年（一八四四）は仕入額以上の為替取組を行っているが、概ね仕入額を逸脱することはない。伯州単体では、為替をほとんど組んでいないため、嘉永元年（一八四八）の三二パーセントが最大であるが、平均して一一パーセント程度であった。逆に雲州単体でみた場合、仕入額を上回る為替取組がみられる。「史料一四」でも述べ

ているように雲州で資金を確保し伯州木綿仕入に回していたことがうかがえる。

ところで、「書状之留帳」には米子の豪商である鹿島治郎右衛門の登せ金も確認できる（No.66）。天保十二年（一八四一）三月三日書状で、金二九〇両の大坂受取の登せ金を引き受けている。逆に、鹿島家の史料でも一件だけ三井の記事を確認することができた。

〔史料一六〕⁽⁷⁾

文政十亥十二月元

（省略）

二月廿四日

一回三貫六百廿五匁^(銀札)

右者三井支配人へ九拾貫目用立之内へ、金百両大坂平新へ渡し、并ニ札三拾七貫目入

さし引残り不足

文政十年（一八二七）に鹿島家から「三井支配人」（ここでは越後屋の買方役のことを指すと思われる）に銀札九〇貫目を貸し付けている。このうち、金一〇〇両分は大坂の「平新」（平野屋新兵衛カ）に渡す形で返済し、銀札三七貫目分も返済した結果、差引不足分が銀札三貫六二五匁であることを示している。当時鳥取藩の銀札相場は大下落しており、第一章の冒頭で触れた西紙屋の歎願書でも文政八年（一八二五）時点で金一両に対して銀札三〇〇目程度を推移していた。仮に金一両＝銀札三〇〇目としても、銀札九〇貫目は金三〇〇両程度となる。折しも文政の流通統制が終了し、

木綿仕入再開したばかりである。為替取組だけでなく有力商人からの借入も利用して当座の木綿仕入金を調達していたのであろう。

4 藩との為替取組の変化

(1) 「書状之留帳」にみえる松江藩との為替取組

「書状之留帳」にみえる為替取組の多くは商人や寺社関係だが、天保期以後にみられる為替取組の特徴的なケースのひとつとして雲州の大坂藩屋敷向けの為替取組があげられる。「書状之留帳」には天保六年春に一度だけ確認できる。

〔史料一七〕（天保六年二月十九日、二番状）

雲州買銀カシメ、^{六十貫匁}入用ニ付、大坂御蔵屋敷へ御調可被成旨得御意候所御承知、則銀カシメ、^{六十貫匁}為替手形出入友助へ御

渡御差下し道中無難去ル八日帰国慥ニ入手、且御地様子同人より致承知候

これは買方役から京本店への書状である。京本店はこの年の雲州仕入銀六〇貫目を大坂御蔵屋敷から調達しようという意向であった。京本店は銀六〇貫目の為替手形を出入りの友助に持たせて送った。この書状は買方役が為替手形をたしかに受領したことを報告したものであった。

京本店は、事前に必要な仕入金額を確定し、松江藩の事前了承を得た場合にのみ、同藩の上方送金の一部（越後屋の必要な分だけ）を引き受けていた。先述のとおり、商人の登せ金は買方役が作成した手形で対応できたが、藩相手の手形については京本店が作成したもののみ有効であった。これは天明末年から文政の流通統制までの期間に行っていた鳥

取藩の上方送金を為替取組で引き受けるやり方と同じであろう。天保年間にいたり、流通統制以前に利用していた鳥取藩との為替取組ではなく、松江藩との為替取組に比重を置き、仕入金を確認しようとしていたのである。

(2) 「金銀仕分帳」にみえる松江藩の為替取組

京本店の「金銀仕分帳」にも大坂本店から松江藩の大坂蔵屋敷への支払いが記録されている。第13表は天保六年（一八三五）から嘉永四年（一八五一）の松江藩への支払いを抽出したものである。天保六年・同十年から同十五（弘化元）年・弘化二年から同四年・嘉永三年・同四年の一二ヶ年分確認できる。一件あたりの銀額は銀二〇貫目から銀六八貫目余まで幅広いが概ね銀五〇貫目から銀六〇貫目以上が多い。年ごとに整理すると、天保十二年（一八四二）の銀一五〇貫目余が最多となっている。この内、天保十年（一八三九）の「雲州御役人様より当地日野屋小兵衛殿へ為登銀」二〇〇貫目のみ国許の藩役人から大坂商人への登せ銀であるが、それ以外は松江藩への直接的な入金である。だいたい金一〇〇両程度である。天保年間以降、松江藩は、単一の取引相手としては他の商人や寺社に比して多額の金額を引き受ける取引相手であり、貴重な仕入金確保先でもあった。

ところで松江藩の為替取組で興味深いのは「先納」や「先納金」の多さである。天保十年・十一年以外の為替取組が先納金であり、銀額の多少はあるが、一件あたり銀六〇貫目程度の先納金が多い。ここでの先納は先に大坂の藩屋敷に正金を預金しておいて、国許の藩の機関に手形を渡して仕入金（おそらく銀札）を引き出すか、機元や買次人から手形で木綿を購入し、機元らが手形を藩の機関に持参すると銀札を得られるといったしくみであったと思われる。鳥取藩との為替取組においても先納が取り沙汰されたことがある。流通統制開始直前の文政二年（一八一九）、越後屋と鳥取藩大坂蔵屋敷との間で行われた交渉において藩役人側から翌年分の仕入金先納を要求されていた。越後屋側は伯州木綿の仕入金先納はリスクが大きいため行おうべきではないとしてその要求を断っている。そして、この大坂蔵屋敷での交渉が

第13表 松江藩との為替取組の事例

No.	年		項目	銀高 (貫目)	銀高 年合計 (貫目)
1	天保6年未	春			50.0
2		秋	雲州先納	50.0	
3	天保7年申	春			
4		秋			
5	天保8年酉	春			
6		秋			
7	天保9年戌	春			
8		秋			
9	天保10年亥	春			20.0
10		秋	雲州御役人様より当地日野屋小兵衛殿へ為登銀	20.0	
11	天保11年子	春	雲州御蔵屋敷	68.5	68.5
12		秋			
13	天保12年丑	春			150.3
14		秋	雲州為替御屋敷先納	62.6	
15			雲州様御屋敷先納	25.0	
16			雲州様先納金	62.7	
17	天保13年寅	春	雲州様御屋敷先納	50.3	50.3
18		秋			
19	天保14年卯	春			129.4
20		秋	雲州様先納金	65.0	
21			雲州先納	64.4	
22	天保15年辰	春	雲州様御屋敷上納	64.5	128.4
23		秋	雲州様先納	63.9	
24		春			
25	弘化2年巳	春	雲州様先納金	64.1	96.1
26		秋	雲州様先納金	32.0	
27	弘化3年午	春			51.4
28		秋	雲州様先納金	51.4	
29	弘化4年未	春			51.1
30		秋	雲州様先納金	51.1	
31	嘉永元年申	春			
32		秋			
33	嘉永2年酉	春			
34		秋			
35	嘉永3年戌	春			31.2
36		秋	雲州先納金	31.2	
37	嘉永4年亥	春			63.7
38		秋	雲州先納金	63.7	

出所)「金銀仕分帳」(三井文庫所蔵史料 本1811～本1813)。

遠因となり交渉が決裂し、伯州での木綿仕入を中止することになった。⁽⁸⁾ 先納金は基本的に越後屋としては回避すべき行爲であった。しかし、ここでは松江藩に先納金を入れている。天保年間になると、流通統制以前に利用されていたであろう鳥取藩との為替取組は確認できなくなり、かわりに松江藩との為替取組の頻度が増し、先納金も認めている。松江藩は越後屋の仕入金確保先として重要な存在となっていたのである。

(1) (2) 下向井前掲論文二〇一二年、五八〇七二頁、同二〇一五年三〇〇三〇二頁。

(3) このとき派遣されていた買方役は、すでに七回の赴任し八回目の買方役を勤めている矢嶋惣七（上座役三年目、二八歳）と、初めて買方役を命ぜられた森藤三郎（平筆頭一年目、二四歳）であった（派遣買方役の一覧は下向井前掲論文二〇一二年、第4表、三〇〇三二頁）。惣七は天保八年十月二十四日に京都を出発して現地に赴いていたが、藤三郎は天保九年一月十一日に京都を出発し、同二十二日に伯州に到着した。初赴任であるため、ベテラン買方役の惣七は藤三郎を雲州西台屋に連れていき、惣七が一足先に伯州に戻ったあとも西台屋のもとで雲州の様子を学ばせている（天保九年二月二十二日、三番状）。そして、雲州での仕入が一段落すると惣七は藤三郎を伯州に呼び戻し、伯州各地での仕入の仕方を見習わせている（天保九年閏四月三日、十番状）。この年は木綿生産数も少なかったことから、藤三郎は五月二十六日に帰京している。この一連の指導は京本店からの指示で行っているのだが、買方役初任者への指導の様子を逐一報告している書状は珍しい。

(4) 『三井文庫 沿革と利用の手引』（一九九一年改訂版、四六頁）。

(5) 西紙屋や西台屋の引請は、彼らが上方商品を代理購入し、その送金を行っている場合が考えられる。

(6) 寛政年間の木綿仕入についてはすでに下向井前掲論文二〇一三年にて詳述している。

(7) 「永代帳」（山陰歴史館所蔵複製史料）。なお、『新修米子市史』（第八巻資料編近世1、二〇〇〇年、二四一頁）にも収録。

(8) 下向井前掲論文二〇一六年。

おわりに

以上、本稿では主に西紙屋に残る「書状之留帳」の記述に基づいて、天保年間における越後屋の伯州木綿仕入をめぐ

る問題をみてきた。

天保年間から嘉永年間にかけて、伯州各地（越後屋の主要な仕入地）における木綿の価格は高騰化しており、越後屋の仕入目安（キク）より高値で推移していた。特に、天保七年と天保九年から同十年は凶作や綿の不作が重なり、木綿相場は「前代未聞」の高値であった。

「書状之留帳」にみえる木綿高騰要因は、①百姓（木綿織りの担い手）による機元との強気の織賃交渉、②綿相場の高騰化、③上方の木綿相場の値上がり、④登せ商人の盛んな木綿仕入と積み登せであった。買方役らは、特に百姓の「気配」と、登せ商人の活動を注視しており、書状中に頻繁にあらわれる。彼らの動向が木綿相場を大きく動かしており、買方役らは木綿値段を引き下げられず、良質で安価な木綿の仕入に苦心していた。伯州木綿の需要増大による百姓の態度の変化と、伯州木綿の積極的な積み登せを行う在地商人の台頭が、より顕著なっていたといえよう。

天保年間の書状において、それ以前と大きく異なっているのは、越後屋の木綿仕入金確保の方法であろう。流通統制の影響により鳥取藩との為替取組が無くなり、仕入資金は京本店から下すか、上方と取引のある在地商人や寺社の登せ金を為替取組で引き受けることで確保していた。天保年間には雲州商人との為替による仕入資金確保を積極的に行っており、為替取組の件数・金額ともに雲州の方が伯州より圧倒的に多かった（ただし、一件でまとまった額を確保できるのは伯州での為替取組に多くみえる）。仕入開始時に伯州での為替取組でまとまった額の仕入金を確保しつつ、雲州等での為替取組で緊急時や不足時の仕入金を確保するという形を取っており、雲州で確保した仕入金を伯州にまわしてもいた。

このような為替取組は、国産品の積み登せの動きだけでなく、上方からの都市生産品の購入の動きがあっはじめて成り立つものであり、伯州や雲州（特に松江や杵築）の上方との取引の活発さを示すものでもある。「書状之留帳」か

らみえる為替取組は、藩の上方送金のみならず、民間の遠隔地取引をも活用した仕入金確保であった。仕入金として必要な額に限られるものの、買方役・買宿らの為替取組は上方に送金する必要のある商人にとって上方と地方との結接点としての役割もあつたといえるだろう。

本稿では、「書状之留帳」に基づき、買方役らが認識していた天保期の伯州木綿仕入をめぐる課題を指摘するにとどまった。当該期の現状をふまえた越後屋側の対応や、雲州の仕入動向などについては明らかにすることができなかった。これらの点については続稿において明らかにしていきたい。

〔付記〕本稿はJSPS科研費26770236の助成を受けた研究成果の一部である。